



TOKIO MARINE
NICHIDO

東京海上日動



TOKYO 2020
OLYMPIC GAMES



TOKYO 2020
PARALYMPIC GAMES

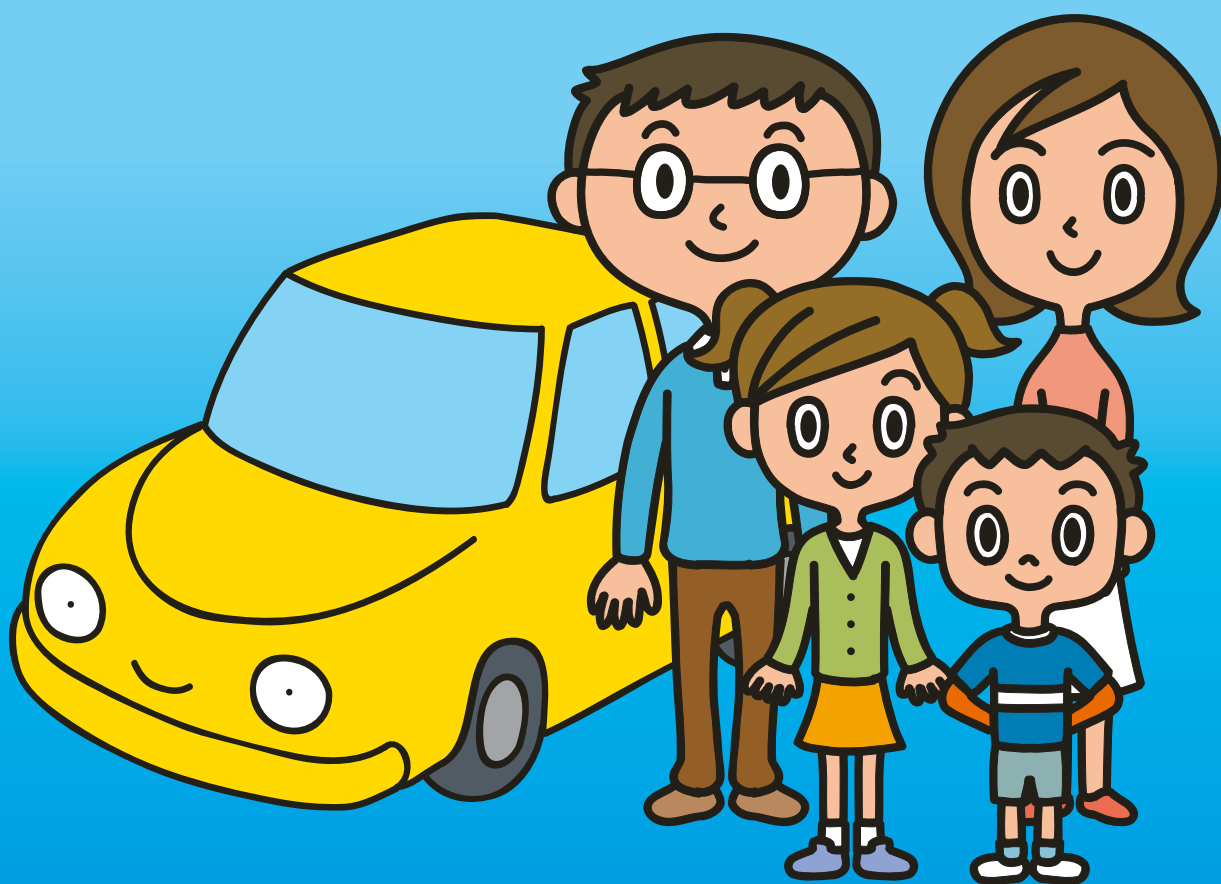
東京2020 ゴールドパートナー（損害保険）

2019年1月1日以降始期用

自動車保険 まるわかりブック

自動車

本冊子のご案内は、トータルアシスト自動車保険、TAPのノンフリート契約を対象としております。
東京海上日動の自動車保険をよりご理解いただくために、
自動車保険の基本補償、各種特約、ノンフリート等級別割引・割増制度や
各種割引制度等について詳しく説明している冊子です。



人とクルマの毎日に**安心**をお届けする。



安心

1

ご契約時も

お客様一人一人のご希望にあった補償をご提案します！

充実の補償！

基本となる「3つの基本補償+3つの基本特約」に加え、補償を充実させる豊富な特約のラインナップの中から、お客様のご希望にあわせて、必要な補償をご提案します。

●**車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約(15日)**をすべてのご契約に自動セットし、お客様のニーズの高い以下の費用を補償します。レンタカー費用の補償日額および事故時の補償日数を拡充する**レンタカー費用等補償特約(事故時30日)**を基本特約としておすすめしています！



●お客様の大切な車の補償を充実させる各種特約をご用意しています！



●自転車の事故による「相手方への賠償」と「ご自身やご家族のおケガ」も自動車保険でトータルに補償します！

サイクルパッケージ^{*1}

個人賠償責任補償特約



自転車傷害補償特約(一時金払)



^{*1} 「個人賠償責任補償特約」と「自転車傷害補償特約(一時金払)」をあわせてご契約された場合をいいます(いずれか一方のみをご契約いただくこともできます。)

安心

2

毎日の暮らしも

事故・故障時以外の日常生活においても安心をお届けします！

スマートフォン専用アプリ「モバイルエージェント」^{*2}

「いつも持ち運べる安心」をコンセプトに開発しました。契約のご確認や、事故・故障の際にご活用いただけます。まずは右記2次元コードからダウンロードください。



メディカルアシスト(サービス)^{*2} 24時間・365日受付

医療機関のご案内や医療相談など、日常の病気やケガのお悩みに、お電話にて無料で応えます。

<医療機関案内>

全国53万件のデータベースから、お客様のご要望にあった**医療機関等**をご案内します。

<緊急医療相談>

救急科専門医と、5年以上の臨床経験を有した**看護師**が「常駐」し、突然の発病やケガ、日常のおからの悩みについてアドバイスします。

<予約制専門医相談>

30以上の診療分野ごとの専門医がお客様のご質問や不安にお応えします(予約制)。

<がん専門相談窓口>

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師や看護師等がお応えします。

<転院・患者移送手配>

国内の転院や患者移送にかかわる手続き・手配の一切をお手伝いします。

介護アシスト(サービス)^{*3}

平日午前9時～午後5時受付
(年末年始・土日祝日を除く)

お客様やご家族が抱える介護に関するご負担を軽減します。

<電話介護相談>

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、電話で介護に関するご相談を承ります。

<各種サービスの優待紹介>

ご高齢の方の生活を支える各種サービスを優待条件でご利用いただける事業者を紹介いたします。

<インターネットによる介護情報サービス>

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護に関する様々な情報をご提供します。

^{*2} 記名被保険者が個人の場合にご利用いただけます。 ^{*3} 契約者または記名被保険者が個人の場合にご利用いただけます。 ^{*4} 自動車保険おます。 ^{*6} 搬送先の修理工場等について、東京海上日動が事前に承認した場合は、無制限とします。 ^{*7} 東京海上日動の2017年度事故対応実績端末を通じた自動発報による事故連絡を、「ご契約のしおり(約款)」で定める「事故発生の通知」義務の履行とみなすこと等を規定した特約です。

それが、東京海上日動の自動車保険

今から約100年前、東京海上日動から日本初の自動車保険誕生。
「人とクルマの毎日を安心なものにしたい」という変わらぬ思いで、
これからもお客様に安心をお届けして参ります。

※1914年2月に東京海上日動(当時は東京海上保険株式会社)が初めて営業認可を取得したことが日本の自動車保険の始まりです。



安心

3

万が一の事故や故障のときにも

だから
お客様満足度

92.5%^{*4}

1

お客様がもっとも不安な「事故発生から24時間」を
万全な初期対応でサポート。夜間・土日祝日も速やかに対応します!

ロードアシスト 24時間・365日対応

- 車両搬送費用補償・車両搬送サービス
 - 緊急時応急対応費用補償・緊急時応急対応サービス等
- レッカー搬送可能な距離は、安心の
180km相当^{*5*6}! (2018年6月時点のデータ)



事故現場アシスト(サービス) 24時間・365日対応

- 相手方への連絡
 - 修理工場・病院への連絡等
- 初期対応後は**24時間以内**に
状況を報告!

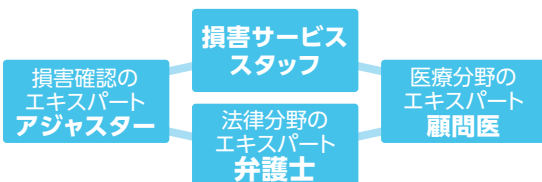


2

また、相手の方との交渉が必要な事故でも、
「チーム・エキスパートの解決力」で円満解決をサポートします。

※事故にあわれた方の**約75%**^{*7}は、相手の方との交渉が必要です。

解決力1 高い専門性に基づくチームアプローチ
円満解決に向けてエキスパートがチームでサポートします。



解決力2 安心・充実のネットワーク すべての都道府県に配置しています。

国内損害サービス拠点数 **242**ヶ所
(2018年7月時点)

解決力3 圧倒的な事故対応件数

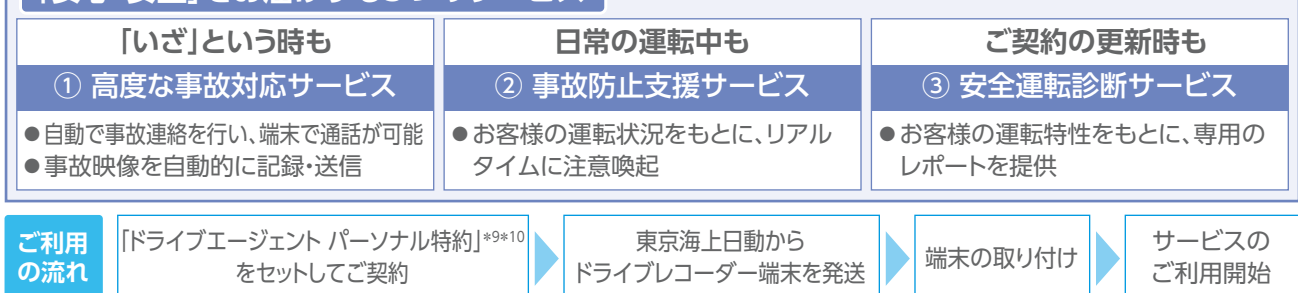
年間の自動車事故対応件数 **273**万件^{*8}
(保険会社全体で年間約1,000万件^{*9}の保険金請求)

3

「ドライブエージェント パーソナル」で、事故時だけでなく、日常の
運転においてもお客様の安心・安全をサポートします!

「ドライブエージェント パーソナル特約」^{*9*10}をご契約いただいたお客様に対して東京海上日動がドライブレコーダー
端末を貸与し、お客様に安心・安全をお届けするサービス「ドライブエージェント パーソナル」をご提供します。

「安心・安全」をお届けする3つのサービス



お客様アンケート結果 2017年度累計 *5 主な自家用車を搬送した場合の搬送距離です。お車の用途・車種やお車の状況等により、異なる場合があります。
等から算出 *8 2017年度実績 1つの事故で事故対応が複数回発生している場合もあります。 *9 「ドライブエージェント パーソナル特約」は、
*10 保険期間3年以内かつご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車以外の場合にご契約いただけます。



賠償に関する補償



他人に**ケガ**を
させてしまった…

示談交渉が
難航しそう…



他人の**物**を
壊してしまった…



ご自身の補償

※乗車中の方も補償します。

ケガの**治療費**が…

入院が長引く
とお金がかかる…



お車の補償



壊れた
車の修理費は…



事故や故障で
車が動かない…

3つの基本補償

賠償責任保険

対人賠償
責任保険

対物賠償
責任保険

自動
セット

対物超過修理費特約

P.5

傷害保険

人身傷害保険*1



人身傷害の他車搭乗中
および車外自動車事故
補償特約

P.9

車両保険

車両保険

自動
セット

車両全損時諸費用
補償特約*2

P.13

車両搬送・応急対応・レンタカー
費用等補償特約(15日)

ロードアシスト

レンタカー等諸費用アシスト

自動
セット

P.15

3つの基本特約

弁護士費用特約

もらい事故アシスト

P.7

入院時選べる アシスト特約

入院時選べるアシスト

P.11

レンタカー費用等 補償特約 (事故時30日)

P.16

*1 トータルアシスト自動車保険では、原則として人身傷害保険が自動セットされます。 *2 「車両全損時諸費用保険金倍額払特約」もあります。

※対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害保険または車両保険のいずれかを必ずご契約いただきます。

以下のフローチャートによりご契約いただく商品をご確認ください。*3

記名被保険者は
個人(個人事業主を
含みます。)ですか?

はい

いいえ

ご契約のお車は
主な自家用車ですか?

はい

いいえ

ご契約のお車を
事業以外でも使用
されますか? *4

はい

いいえ

トータルアシスト自動車
保険をご契約いただけます。

TAPをご契約いただけます。

*3 レンタカーや教習用自動車はTAPをご契約いただけます。

*4 事業以外でも使用するお車には、ご家庭で使用するお車や、個人事業主の方が事業以外にもご家庭で使用するお車等が該当します。

の基本特約」で、安心をお届けします。

どうかを自由にお決めいただけます。^{*1}

※本冊子をご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「ご契約のしおり(約款)」および「パンフレット兼重要事項説明書」をご参照ください。

＋ 補償・サービスを充実させる特約

お車の補償に関する特約



新車が大きな損傷を受けたときは?

車両新価保険特約

P.17



追突された等、過失のない事故により、お車が壊れたときは?

車両無過失事故に関する特約

P.17



地震・噴火・津波により、お車が全損となったときは?

地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約

P.18

各種の補償・サービスを充実させる特約



ドライブレコーダーを用いた先進的な各種サービスを受けるためには?

ドライブエージェントパーソナル特約

P.2



一時的に借りたお車で事故を起こしたときは?

他車運転危険補償特約

P.19



一時的に借りた二輪・原付で事故を起こしたときは?

他車運転危険補償特約(二輪・原付)

P.19



ファミリーバイクで事故を起こしたときは?

ファミリーバイク特約

P.19



整備や修理中に臨時に借りたお車で事故を起こしたときは?

臨時代替自動車補償特約

P.20



お車に積んでいた日用品に損害が生じたときは?

車内携行品補償特約

P.20



法人の代表者のご家族まで補償するときは?

法人契約の個人被保険者に関する特約

P.20



ご契約のお車に乗車中の事故によりケガをしたときは?

搭乗者傷害特約(一時金払)
搭乗者傷害特約(日数払)

P.21



単独事故でケガをしたときは?

自損事故傷害特約

P.21



事故の相手方が保険を契約していないときは?

無保険車事故傷害特約

P.21

- ^{*5} 車両保険(一般条件)またはエコノミー車両保険(車対車A)をご契約の場合に自動セットされます。
^{*6} 記名被保険者が個人で、ご契約のお車が主な自家用車の場合に自動セットされます(車両保険のみご契約の場合は自動セットされません)。
^{*7} 車両保険のみご契約の場合および記名被保険者が個人でご契約のお車が主な自家用車、自家用二輪自動車または原動機付自転車の場合は自動セットされません。
^{*8} 対人賠償責任保険をご契約され、かつ、人身傷害保険をご契約されていない場合に自動セットされます。

＋ サイクルパッケージ^{*9}

自転車による事故を補償する特約



自転車による事故をはじめ、日常生活で他人にケガをさせたり他人の財物を壊してしまったときは?

個人賠償責任補償特約^{*10}

P.22



自転車の事故でケガをしたときは?

自転車傷害補償特約(一時金払)

P.22

- ^{*9} 「個人賠償責任補償特約」と「自転車傷害補償特約(一時金払)」をあわせてご契約された場合をいいます(いずれか一方のみをご契約いただくこともできます)。
^{*10} 「個人賠償責任補償特約」は、自転車による事故以外に、日常生活に起因する偶然な事故等による法律上の損害賠償責任も補償します。

▶ 自動セット^{*11} 充実のサービスで、事故のときだけでなく、日常生活でもお客様をしっかりとサポート

※原則として無料で下記のサービスをご提供します。サービスの詳細は東京海上日動のホームページをご参照ください。なお、サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。

※「メディカルアシスト」「介護アシスト」および「事故現場アシスト」は、東京海上日動がグループ会社を通じてご提供します。

メディカルアシスト(サービス) P.23 **介護アシスト(サービス)** P.23 **事故現場アシスト(サービス)** P.24 **事故防止アシスト(サービス)** P.24

- ^{*11} 「事故防止アシスト」はトータルアシスト自動車保険のご契約に、「メディカルアシスト」は記名被保険者が個人の場合に、「介護アシスト」は契約者または記名被保険者が個人の場合に、それぞれ自動セットされます。

INDEX

1 商品内容

- 賠償に関する補償…………… P.5
- ご自身の補償…………… P.9
- お車の補償…………… P.13
- その他の特約…………… P.19
- 付帯サービス等…………… P.23

2 契約締結前におけるご確認事項

- 運転される方の範囲・年齢条件… P.25
- 免許証の種類(色)・お車の使用目的… P.26
- ノンフリート等級別割引・割増制度… P.27
- 記名被保険者年齢別の保険料制度… P.32
- 保険料割引制度…………… P.33
- 保険料の払込方法…………… P.36
- 補償の重複に関するご注意…………… P.37

3 契約締結後におけるご注意事項

- ご契約内容の変更等…………… P.39
- しっかり更新サポート…………… P.41
- ご契約のしおり(約款)・保険証券・更新のご案内の提供方法について… P.41

4 もし事故が起これば…………… P.42

5 目的別もくじ…………… P.43

マークの説明

ご契約種類等により、ご契約いただける内容が異なるものがあります。

<記名被保険者の個人・法人の別>

- ▶ **個人** 記名被保険者が個人(個人事業主の方を含みます。)の場合のみご契約いただけます。
- ▶ **法人** 記名被保険者が法人の場合のみご契約いただけます。

※いずれのマークもない場合、記名被保険者の個人・法人の別を問わずご契約いただけます。

<トータルアシスト自動車保険・TAPの別>

- ▶ **T/A** トータルアシスト自動車保険のご契約のみご契約いただけます。
- ▶ **TAP** TAPのご契約のみご契約いただけます。

※いずれのマークもない場合、トータルアシスト自動車保険・TAPの別を問わずご契約いただけます。

<自動セット・オプションの別>

- ▶ **自動セット** 条件を満たす場合に自動セットされます。
- ※ ▶ **オプション** マークがある場合や ▶ **自動セット** マークがない場合は、ご契約いただくかどうかを自由にお決めいただけます。



賠償に関する補償

保険金額は無制限を おすすめします。

*1 補償を受けられる方は以下のいずれかに該当する方です。

- ①記名被保険者
- ②ご契約のお車を使用または管理中の以下のいずれかの方
 - a. ①の配偶者
 - b. ①またはa. の同居の親族
 - c. ①またはa. の別居の未婚の子
- ③①の承諾を得てご契約のお車を使用または管理中の方(ただし、自動車取扱業者が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間を除きます)
- ④①～③のいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方
- ⑤①の使用者(ただし、記名被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限り)

保険金額は無制限を おすすめします。

*2 保険金額が30億円を超える場合、航空機の損壊や、ご契約のお車に積載中の危険物の火災、爆発または漏えいに起因する事故等は、30億円が限度となります。

*3 相手方の財物の時価額を超える修理費をお支払いすることはできません。

⚠️ ご注意

以下の場合には示談交渉できません。

- 相手方が、東京海上日動と直接、折衝することに同意しない場合
- 補償を受けられる方に損害賠償責任がない場合
- 相手方へ損害賠償請求を行う場合 等

この2つの場合は、「弁護士費用特約(オプション)」(P.7)がお役に立ちます。

※「被害者救済費用等補償特約」は、対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をご契約の場合に自動セットされます。

他人にケガをさせてしまったときは？

対人賠償責任保険*1



ご契約のお車の事故により、他人を死亡させたり、ケガをさせて、法律上の損害賠償責任を負う場合に、相手方1名について保険金額を限度に保険金をお支払いします。ただし、自賠責保険等で支払われるべき部分を除きます。また、対人事故により法律上の損害賠償責任を負うことによって損害を被った場合で、相手方が死亡したときに、臨時費用保険金をお支払いします。

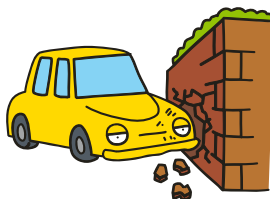
【ご参考】

対人賠償高額判決例

認定総損害額	相手方	被害内容
5億0,843万円	眼科開業医(男41歳)	死亡
3億7,829万円	大学生(男21歳)	後遺障害

車や塀等の他人の財物を壊してしまったときは？

対物賠償責任保険*1



ご契約のお車の事故により、車や塀等の他人の財物を壊し、法律上の損害賠償責任を負う場合に、1事故について保険金額を限度*2に保険金をお支払いします。*3

【ご参考】

対物賠償高額判決例

認定総損害額	事故状況	被害物
1億3,580万円	車両衝突事故	店舗
1億2,036万円	踏切内、電車衝突事故	電車・沿線家屋

示談交渉

対人賠償責任保険・対物賠償責任保険・個人賠償責任補償特約(P.22)



相手方への損害賠償に関する示談交渉は、原則として東京海上日動が行います。

ご契約のお車の欠陥やハッキング等を原因とする事故が生じた場合で、お客様に法律上の損害賠償責任がないときは、「被害者救済費用等補償特約(自動セット)」により被害者の方を救済するための費用を補償できる場合があります。ただし、欠陥やハッキング等の事実が下記の①～③のいずれかにより確認できる場合に限り。詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

- ① リコール等
- ② 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査
- ③ ①または②と同等のその他の客観的な事実

相手方の車の修理費が時価額を超えるときは？

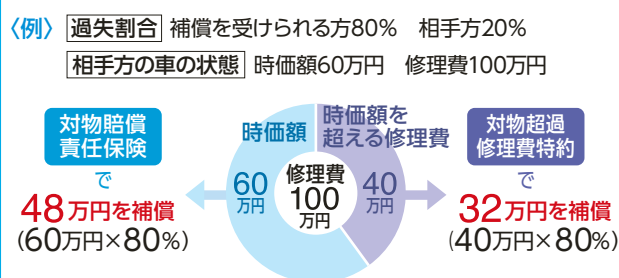
対物超過修理費特約

▶自動セット

対物賠償責任保険をご契約の場合に自動セットされます。



対物賠償責任保険で補償する事故で、相手方の車の時価額を超える修理費が発生し、補償を受けられる方がその差額分を負担する場合、差額分の修理費に補償を受けられる方の過失割合を乗じた額を保険金としてお支払いします。1事故について相手方の車1台あたり50万円が限度です。^{*4}



※その他、本特約が適用される特約・補償についての詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

^{*4} 損害が生じた日の翌日から起算して6か月以内に修理を行った場合に限りです。

※TAPのご契約で以下の場合は「対物超過修理費用不担保特約(オプション)」をご契約いただけます。
・記名被保険者が法人または個人事業主である場合
・ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合 等

保険金をお支払いしない主な場合

<対人賠償責任保険・対物賠償責任保険・対物超過修理費特約共通>

- ・第三者との損害賠償に関する特別な取り決めにより、損害賠償責任が加重された場合、その加重された部分の損害
- ・ご契約者、記名被保険者等の故意によって生じた損害
- ・台風、洪水または高潮によって生じた損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・記名被保険者以外の補償を受けられる方の故意によって生じた損害(その方が損害賠償責任を負担する部分)
- ・ご契約のお車を競技または曲技のために使用すること(練習を含みます。)、競技または曲技を行うことを目的とする場所で使用することによって生じた損害 等

<対人賠償責任保険>

ご契約のお車の事故により、以下の方にケガをさせてしまい、それによって補償を受けられる方が被った損害 等

- ①記名被保険者
- ②ご契約のお車を運転中の方
- ③補償を受けられる方または②の、父母・配偶者または子
- ④補償を受けられる方の業務に従事中の使用人

<対物賠償責任保険・対物超過修理費特約>

ご契約のお車の事故により、以下の方の所有、使用または管理する財物を壊し、それによって補償を受けられる方が被った損害 等

- ①記名被保険者
- ②ご契約のお車を運転中の方
- ③補償を受けられる方
- ④②または③の、父母・配偶者または子



賠償に関する補償

*1 弁護士または司法書士への委任および費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。

*2 弁護士、司法書士または行政書士への法律相談および費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。

*3 弁護士等への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。

※対象となる費用や上限額の詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

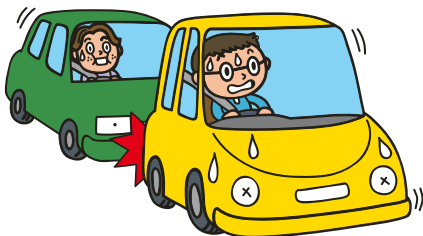
*4 これらの方が運転中(駐車または停車中を除きます。)の場合は、同乗者やそのお車の所有者(そのお車の所有、使用または管理に起因する事故の場合に限ります。)を含みます。

*5 東京海上日動の2017年度事故統計等から推計

「もらい事故」にあったときは？

弁護士費用特約 もらい事故アシスト

▶ オプション



ご契約のお車の事故で相手方に法律上の損害賠償請求をするために負担した弁護士費用*1または法律相談費用*2に対して、1事故について補償を受けられる方1名あたり300万円を限度に保険金をお支払いします。*3

記名被保険者が個人の場合、記名被保険者およびそのご家族*4は、ご契約のお車以外のお車に乗車中の事故や車外での自動車事故も補償の対象となります。

信号待ちの際に後続車両に追突される等、補償を受けられる方に責任が全くない

「もらい事故」は、保険会社が示談交渉することはできません。

ご希望により**弁護士に示談交渉を依頼**することができます。

※「もらい事故」は自動車保険の賠償事故のうち、約3件に1件の割合*5で発生し、全国で年間約200万人の方*5が「もらい事故」にあっていると推計されます。



「**弁護士費用特約(もらい事故アシスト)**」をご契約いただきますと、お客様に責任がなく保険会社が示談交渉できない「もらい事故」でも安心です。

「もらい事故」って例えばどんな事故？

信号待ちの際に後続車両に追突された事故



他人の車に自宅の塀等の「所有物」を壊された事故



信号無視で走ってきた車にぶつけられた事故



⚠️ ご注意

記名被保険者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されている場合には、補償が重複することがあります。詳細はP.37をご参照ください。

相手方への損害賠償請求について専門家に相談したいときは？

法律相談費用補償特約

▶自動セット

ご契約のお車の事故で相手方に法律上の損害賠償請求をするために負担した弁護士、司法書士または行政書士への法律相談費用*6に対して、1事故について補償を受けられる方1名あたり10万円を限度に保険金をお支払いします。

記名被保険者およびそのご家族*7は、ご契約のお車以外のお車に乗車中の事故や車外での自動車事故も補償の対象となります。

「法律相談費用補償特約」では、相手方への損害賠償請求のために弁護士等へ示談交渉を依頼した場合の費用を補償することはできません。このような補償をご希望の方には「弁護士費用特約」をおすすめします。



*6 弁護士、司法書士または行政書士への法律相談および費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。

*7 これらの方が運転中(駐車または停車中を除きます。)の場合は、同乗者やそのお車の所有者(そのお車の所有、使用または管理に起因する事故の場合に限りします。)を含みます。

弁護士費用特約・法律相談費用補償特約共通

補償を受けられる方

- ① 記名被保険者
- ② ①の配偶者
- ③ ①または②の同居の親族
- ④ ①または②の別居の未婚の子
- ⑤ ご契約のお車に乗車中の方
- ⑥ ①～④の方が、ご契約のお車以外のお車(事業用のお車等を除きます。)を運転中(駐車または停車中を除きます。)の事故については、そのお車の所有者および同乗者(所有者については、そのお車の所有、使用または管理に起因する事故の場合に限りします。)
- ⑦ ご契約のお車の所有者(ご契約のお車の所有、使用または管理に起因する事故の場合に限りします。)

※記名被保険者が法人の場合は、①、⑤および⑦となります。

保険金をお支払いしない主な場合

- ・ ご契約者または補償を受けられる方等の故意または重大な過失によって生じた損害
- ・ 無免許運転や酒気帯び運転により、運転者本人に生じた損害
- ・ 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・ ご契約のお車を競技または曲技のために使用すること(練習を含みます。)、競技または曲技を行うことを目的とする場所で使用することによって生じた損害 等



ご自身の補償

※乗車中の方も補償します。

*1 例外として対人賠償責任保険、対物賠償責任保険もしくは車両保険のいずれかのみ、または対人賠償責任保険、対物賠償責任保険のみご契約いただく場合は自動セットされません。

※対人賠償責任保険をご契約され、かつ、人身傷害保険をご契約されていない場合は、「自損事故傷害特約」および「無保険車事故傷害特約」(P.21)が自動セットされます。

*2 記名被保険者またはそのご家族が所有または常時使用するお車等は対象外です。

*3 記名被保険者またはそのご家族がご契約のお車以外のお車*2を運転中*4の事故の場合は、同乗者も補償されます。

*4 駐車または停車中の場合、事業用のお車を運転中の場合等を除きます。

*5 総損害額の認定は、約款に基づき東京海上日動が行います。

*6 ケガにより治療される場合には、健康保険等、給付を受けられる公的制度をご利用ください。

お車に乗車中の事故でケガをしたときは？

歩行中や自転車運転中に車と接触してケガをしたときは？

人身傷害保険

トータルアシスト自動車保険では、原則として人身傷害保険が自動セットされます。*1

お車の運行に起因する事故等により、補償を受けられる方がケガ・死亡された場合やこれらの方に後遺障害が生じた場合に生じる治療費・休業損害・精神的損害・逸失利益・介護料・葬祭費等を補償します。

補償を受けられる方・補償される事故

発生した事故	ご契約のお車に乗車中の事故 	ご契約のお車以外のお車*2に乗車中の事故 	歩行中や自転車運転中の、お車との接触等による事故 
ケガ・死亡された方	ご契約のお車に乗車中の方	記名被保険者およびそのご家族(記名被保険者が個人の場合のみ)	
人身傷害保険	○	×	×
+ 人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約	○	○ *3	○

※上表以外に、ご契約のお車の自動車損害賠償保障法上の保有者・運転者も、ご契約のお車の運行に起因する事故の場合に限り、補償を受けられます。



ご注意 (「人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約」(オプション)をご契約される場合)

記名被保険者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されている場合には、補償が重複することがあります。詳細はP.37をご参照ください。

お支払いする保険金

相手方からの賠償の有無にかかわらず実際の損害額(総損害額*5)を補償します。

補償を受けられる方1名について、過失割合にかかわらず保険金額を限度に実際の損害額(総損害額*5)に対して保険金をお支払いします。

<お支払いの対象になる損害>

ケガにより入院・通院された場合	治療費等の実費*6	+	休業損害	+	精神的損害
後遺障害が生じた場合	逸失利益	+	精神的損害	+	将来の介護料 + その他の損害
死亡された場合	葬祭費	+	逸失利益	+	精神的損害 + その他の損害

※労働者災害補償制度によって既に給付が決定または支払われた場合や、相手方から賠償金が支払われた場合等は、その額を差し引いてお支払いします。

<保険金額(補償を受けられる方1名あたり)の目安>

補償を受けられる方の年齢や収入、ご家族の構成等をお考えのうえ、下表をご参考に、適正な保険金額(補償を受けられる方1名についてお支払いする保険金の限度額)をご設定ください。

年齢別の損害額の目安 ※有職者(75歳以上を除きます。)の平均的な損害額です。

年齢	被扶養者の有無	死亡された場合	重度後遺障害の場合
25歳	あり	8,000万円	1億5,000万円
	なし	7,000万円	1億5,000万円
35歳	あり	8,000万円	1億4,000万円
	なし	6,000万円	1億4,000万円
45歳	あり	8,000万円	1億4,000万円
	なし	6,000万円	1億3,000万円

年齢	被扶養者の有無	死亡された場合	重度後遺障害の場合
55歳	あり	6,000万円	1億2,000万円
	なし	5,000万円	1億1,000万円
65歳	あり	5,000万円	8,000万円
	なし	4,000万円	8,000万円
75歳～	あり	3,000万円	6,000万円
	なし	3,000万円	5,000万円

※「ご契約のしおり(約款)」に定める重度後遺障害の場合は、原則として保険金額の2倍の金額まで補償されます。

<保険金お支払い例>

【例】総損害額8,000万円の事故が発生した場合

人身傷害保険あり

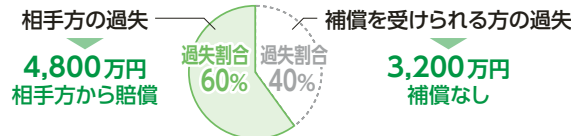
8,000万円を補償

(保険金額が8,000万円以上の場合)

※労働者災害補償制度によって既に給付が決定または支払われた場合や、相手方から賠償金が支払われた場合等は、その額を差し引いてお支払いします。

人身傷害保険なし

(相手方が認定する損害額が8,000万円の場合)



相手方との交渉が不安だな…

東京海上日動が相手方からの賠償に先行して保険金をお支払いすることもできますので、相手方との交渉は不要です。



相手方が無保険車だったらどうしよう…

他のお車との事故により死亡された場合や後遺障害が生じた場合で、相手方から十分な補償を受けられないときでも、人身傷害保険をご契約いただければ、補償を受けられる方1名について2億円(保険金額が無制限の場合は無制限)を限度に保険金をお支払いします。



さらに、ケガにより5日以上入通院したときは傷害一時費用保険金をお支払いします。*

人身傷害保険により補償される事故で、補償を受けられる方の入院・通院日数が通算して5日以上となった場合*8に、補償を受けられる方1名について10万円または20万円*9をお支払いします。

「**傷害一時費用保険金**」は、実際の損害額他に、ケガによる急な出費への備えとして一時金を補償してくれるんだね。



保険金をお支払いしない主な場合

- ・補償を受けられる方の故意または重大な過失によって、補償を受けられる方本人に生じた損害
- ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害(その方の受け取るべき金額部分)
- ・無免許運転や酒気帯び運転によって、運転者本人に生じた損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・ご契約のお車を競技または曲技のために使用すること(練習を含みます。)、競技または曲技を行うことを目的とする場所で使用することによって生じた損害 等

*7 「傷害一時費用不担保特約(オプション)」をご契約の場合、傷害一時費用保険金は支払われません。

*8 5日目の入院または通院した日が、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合に限ります。

*9 「傷害一時費用保険金倍額払特約(オプション)」のご契約が必要です。

※TAPのご契約の場合には、「搭乗者傷害特約(一時金払)(オプション)」または「搭乗者傷害特約(日数払)(オプション)」をご契約いただくことで、左記とは異なる補償内容でのご契約が可能です。詳細はP.21をご参照ください。



ご自身の補償

※乗車中の方も補償します。

※補償メニューの手配から費用のお支払いまで、原則東京海上日動が提携会社を通じて行います。

*1 ご家族*2のお見舞い時・補償を受けられる方の退院時等にご利用いただけます。

*2 お見舞い御礼提供、タクシー・駐車場費用における「ご家族」とは、補償を受けられる方の配偶者、子、父母および兄弟姉妹をいいます。

入院が長引いたときは？

入院時選べるアシスト特約 入院時選べるアシスト

▶ オプション

人身傷害保険をご契約の場合にご契約いただけます。

人身傷害保険の保険金をお支払いできる事故で3日以上入院した場合に、支払限度額の範囲内で、補償メニューの中から、お好みの補償をお選びいただけます。

「事故が起きてから」お客様にお好みの補償を選んでいただくことができます。



補償メニュー一覧 支払限度額の範囲内でご提供します。



差額ベッド代提供



お見舞い御礼提供



ホームヘルパー派遣



家庭教師派遣



タクシー・
駐車場費用*1

- フラワー提供
- 福祉機器レンタル
- 書籍・CD・DVDソフト等提供
- 身の回り品レンタル (DVD機器・パソコン機器レンタル)
- DVDソフトレンタル
- 介護ヘルパー派遣
- 付添看護人派遣

- 自宅掃除代行
- ベビーシッター派遣
- ペットシッターサービス
- 電話秘書提供
- ホームセキュリティサービス
- 退院お祝いサービス
- 社会復帰支援サービス

追加補償メニュー 上記補償メニューに対する支払限度額とは別枠で100万円を上限にご提供します。

- 転院移送手配 …2日以上ICU治療かつ3日以上入院をした場合で、他の病院等に転院移送する必要が生じたときに、転院移送費用を補償します。

<ご利用例>

会社員男性(既婚、お子様2名)。30日間ご入院。[差額ベッド代提供、フラワー提供、タクシー・駐車場費用、お見舞い御礼提供]をご利用の場合

ご利用明細

差額ベッド代提供	168,000円	(6,000円×28日)
フラワー提供	10,000円	(5,000円×2回)
書籍・CD・DVDソフト等提供	10,000円	(5冊合計 10,000円)
自宅掃除代行	100,000円	(50,000円×2回)
タクシー・ (ご家族のお見舞い時)	20,000円	(2,000円×10回)
駐車場費用 (補償を受けられる方の通院時)	12,000円	(2,000円×6回)
お見舞い御礼提供	50,000円	(5,000円×10名)

合計 370,000円

サポートデスクに電話!

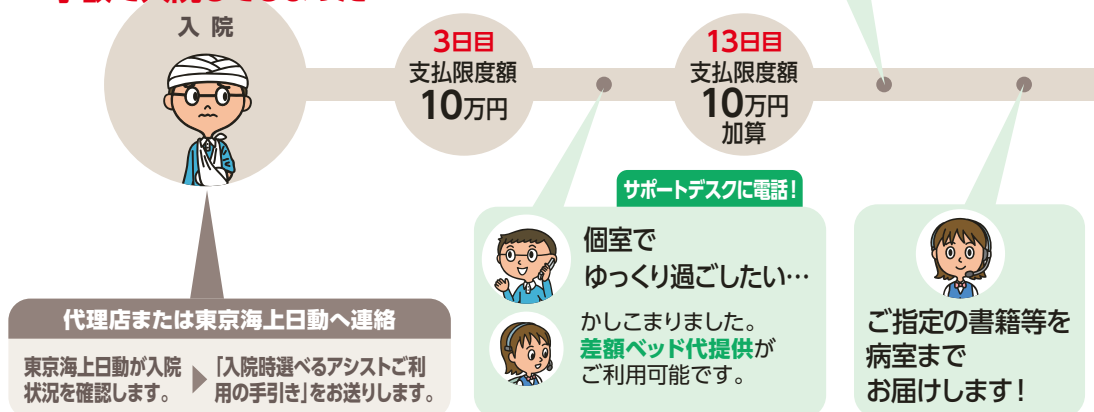


入院生活も
ちょっと退屈…



フラワー提供や書籍・
CD・DVDソフト等提供
はいかがでしょうか?
今、おすすめですよ…

事故で入院してしまった!



支払対象期間

入院中:入院3日目から退院日まで

退院後:退院日からその日を含めて30日目まで

※ただし、入院されて3日目からその日を含めて180日目までに限ります。

支払限度額

補償を受けられる方1名について、入院3日目に10万円の支払限度額が設定され、以後入院日数が10日経過するごとに10万円の支払限度額が加算されます。

退院時に端日数が生じた場合は、1日あたり1万円の支払限度額が加算されます。

※支払限度額の上限は180万円です。

保険金をお支払いしない主な場合

- ・補償を受けられる方が入院されている病院等において補償メニューのご利用が許可されない場合
- ・補償メニューをご利用されることにより補償を受けられる方の傷害がより重大となるおそれがあると医師等が判断する場合 等

ご利用にあたっての主な注意点

- ご利用にあたっては、事前にサポートデスクにご連絡ください。事前のご連絡なく独自に手配されますと、原則として保険金のお支払いができません。
- 東京海上日動およびサポートデスクは個々の補償メニューのご利用にあたって、その内容や補償を受けられる方の状況について確認させていただく場合があります。
- お住まいの地域、病院等の場所や、やむを得ない事情によって、手配までに数日を必要とする場合や、手配ができない場合があります。
- 補償メニューは、一部変更、追加となる場合があります。

書籍・CD・DVDソフト等提供、自宅掃除代行、

※東京海上日動が作成した架空の事例であり、過去に実際に発生したものではありません。

サポートデスクに電話！



付き添ってくれている妻が、
自宅の掃除を心配している…



自宅掃除代行がご利用可能です。
いつごろご自宅におうかがい
すればよろしいですか？



では、来週の月曜日をお願いします。

サポートデスクに電話！



お見舞いに来てくれた
方にお返しを
したいけど…



補償メニューには**お見舞い返し**も
用意されているんだ。
手配もしてくれてひと安心！

23日目
支払限度額
10万円
加算

30日目
退院
支払限度額
7万円加算



ご指定の日時にお掃除の
ホームヘルパーを
派遣します。



お掃除に
うかがいました！



サポートデスクに電話！



退院後の通院に
タクシーを
使いたい…

退院後、通院する際にかかる
タクシー費用も補償
されるんだね！





お車の補償

*1 損害額から免責金額(自己負担額)を差し引いた金額を保険金額を限度にお支払いします(全損の場合は免責金額を差し引かずにお支払いします。)

*2 相手方の車(ご契約のお車と所有者が異なる車に限ります。)およびその運転者または所有者が確認されたときに限り補償します。当て逃げで相手方が不明の場合は補償されません。

*3 ご契約のお車が二輪自動車・原動機付自転車の場合は、盗難による損害は補償されません。

*4 修理費からご契約時に設定された免責金額(自己負担額)を差し引いた金額をお支払いします(50万円限度)。

事故によりご契約のお車が壊れたときは？

車両保険

▶ オプション

ご契約のお車が二輪自動車や原動機付自転車のご契約等では限定Aをお選びいただけません。

衝突、接触等の事故によりご契約のお車に生じた損害に対して保険金をお支払いします。*1

■一般条件、エコノミー車両保険(車対車+A)等をお選びいただけます。

○：お支払いします ×：お支払いできません

	ガードレール・電柱・自転車に衝突	当て逃げ	車庫入れに失敗	墜落・転覆	お車同士の衝突	二輪自動車・原動機付自転車との衝突
一般条件	○	○	○	○	○	○
エコノミー車両保険	×	×	×	×	○*2	○*2
限定A	×	×	×	×	×	×

	火災・爆発	盗難*3	いたづら・落書・窓ガラス破損	飛来中・落下中の他物との衝突	台風・たつ巻・洪水・高潮	地震・噴火・津波
一般条件	○	○	○	○	○	×
エコノミー車両保険	○	○	○	○	○	×
限定A	○	○	○	○	○	×

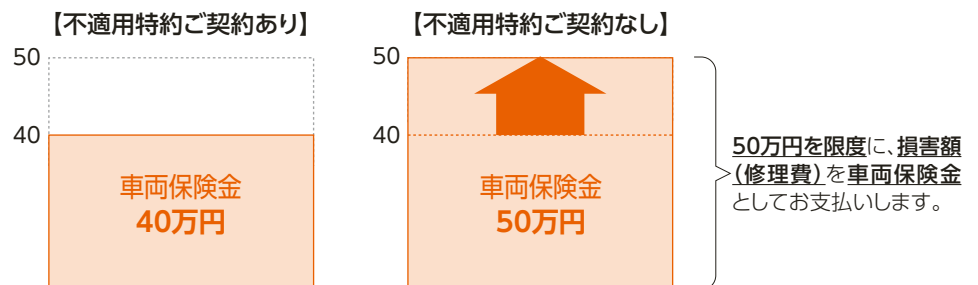
地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害は、車両保険では補償されません。一部のご契約を除き、車両保険(一般条件)をご契約の場合は、この損害に備え、「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約(オプション)」をご契約いただけます。詳細はP.18をご参照ください。

保険金額が50万円未満の車両保険について、修理費が保険金額以上となり修理を行う場合は、50万円を限度に保険金をお支払い(限度額引上げ払)します。*4

※「車両修理時の支払限度額引上げ規定の不適用に関する特約(オプション)」(以下、不適用特約)をご契約の場合は、上記の補償は適用されません。

※ご契約のお車が二輪自動車や原動機付自転車等のご契約には、「車両修理時の支払限度額引上げ規定の不適用に関する特約(二輪・原付等)」が自動セットされ、上記の補償は適用されません。

【例】車両保険金額40万円(免責金額0万円)、損害額(修理費)50万円の事故が発生した場合



<免責金額(自己負担額)の設定について>

車両保険をご契約の場合、1回目と2回目以降の車両事故*5のそれぞれについて免責金額(自己負担額)を設定いただけます。

ご契約のお車が主な自家用車の場合の免責金額(自己負担額)の種類

定額方式	(事故回数にかかわらず)	0万円・3万円・5万円・7万円・10万円・20万円
増額方式	(1回目)～(2回目以降)	0万円～10万円・3万円～10万円・5万円～10万円



車両保険を新たに契約したいのですが…

車両保険の免責金額(自己負担額)をどのように設定するかによって、補償内容と保険料が異なります。お客様のニーズに合わせて車両保険の免責金額(自己負担額)を設定してください。



契約内容の見直しをしたいのですが…

車両保険の免責金額(自己負担額)を見直すことで保険料を割安にすることができます。お安くなった保険料で、「レンタカー費用等補償特約(事故時30日) オプション」等を新たにご契約いただくことができます。



※「車対車免ゼロ特約 オプション」をご契約いただいた場合、お車同士の衝突や接触事故*6で、適用される免責金額が3万円または5万円のときは免責金額なしで保険金をお支払いします。

*5 車両保険の保険金をお支払いする事故をいいます。長期契約の場合、保険年度ごとに事故件数をカウントします。

*6 相手方の車(ご契約のお車と所有者が異なる車に限りです。)およびその運転者または所有者が確認できる車両事故に限りします。

*7 車両保険金額が5万円未満の場合等は「車両全損時諸費用補償特約」が自動セットされます。

※記名被保険者が法人または個人事業主の場合は「車両全損時諸費用負担特約 オプション」をご契約いただけます。

*8 限度額引上げ払とは、車両保険金額が50万円未満の場合で、修理費が保険金額以上となり修理を行うときに、50万円を限度に修理費をお支払いすることをいいます。

*9 車両保険金額が10万円未満の場合は「車両全損時諸費用保険金倍額払特約」はご契約いただくことができません。

ご契約のお車が全損となったときは?

車両全損時諸費用補償特約

▶ 自動セット *7

車両保険をご契約の場合に自動セットされます。



ご契約のお車が全損となった場合や限度額引上げ払*8をした場合、車両保険金額の10%に相当する額(上限20万円、下限5万円)を全損時諸費用保険金としてお支払いします。

車両全損時諸費用保険金倍額払特約

▶ オプション *9

全損時諸費用保険金の額を、車両保険金額の20%に相当する額(上限40万円、下限10万円)とする特約です。

保険金をお支払いしない主な場合

<車両保険、車両全損時諸費用補償特約共通>

- ・パンク等のタイヤのみに生じた損害(ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に生じたタイヤの損害、火災・盗難により生じたタイヤの損害は補償の対象となります。)
- ・ご契約者、ご契約のお車の所有者または保険金受取人等の無免許運転や酒気帯び運転によって生じた損害
- ・ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐し、さび、その他自然の消耗
- ・ご契約のお車を競技または曲技のために使用すること(練習を含みます。)、競技または曲技を行うことを目的とする場所で使用することによって生じた損害
- ・法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に生じた損害
- ・故障損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・ご契約者、ご契約のお車の所有者または保険金の受取人等の故意または重大な過失によって生じた損害 等



お車の補償

24時間365日対応

*1 ご契約のお車が主な自家用車以外、レンタカーおよび教習用自動車の場合は、「レンタカー費用等不担保特約」をご契約いただく必要があります(ロードアシストのみ対象となります。)。ご契約のお車が主な自家用車の場合で、「レンタカー等諸費用アシスト」を不要とするときは、「レンタカー費用等不担保特約」をご契約ください。また、TAPのご契約において記名被保険者が法人または個人事業主の場合で、「ロードアシスト」、「レンタカー等諸費用アシスト」をいずれも不要とするときは、「車両搬送・応急対応・レンタカー費用等不担保特約」をご契約ください。

*2 搬送先の修理工場等について、東京海上日動が事前に承認した場合は、無制限とします。

※③付帯サービスは原則として無料でご提供します。

※サービスのご利用にあたっては、事前に東京海上日動にご連絡ください。事前のご連絡なく独自に手配されますと、サービスの提供を行うことができません。

*4 長期契約の場合は1保険年度とします。

※車両搬送費用、緊急時応急対応費用、レンタカー費用、車両引取費用、代替交通費用については「車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約(15日)」、「レンタカー費用等補償特約(事故時30日)」の規定に従い保険金をお支払いします。

事故や故障等でお車が動かなくなったときは?

車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約(15日)

ロードアシスト

レンタカー等諸費用アシスト

▶ 自動セット *1

本特約には「ロードアシスト」および「レンタカー等諸費用アシスト」がセットされ、ご契約のお車について、事故・故障・盗難等により必要となる「車両搬送費用」「緊急時応急対応費用」「レンタカー費用」「車両引取費用」「代替交通費用」の補償をご提供します。

また、事故や故障時のレッカー搬送、お車のトラブル時の応急対応等のサービスをご提供します。

ロードアシスト

① 車両搬送費用補償・車両搬送サービス

事故・故障・盗難等により走行不能となった場合に、修理工場等までレッカー搬送を行い、レッカー搬送に必要な費用(車両搬送費用)を1回の事故等について②と合計で15万円*2を限度にお支払いします(「車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約(15日)」による補償の対象となる費用については、保険金としてお支払いします。)

② 緊急時応急対応費用補償・緊急時応急対応サービス

事故・故障やバッテリー上がり等の車両自体に生じたトラブルにより走行不能となった場合の緊急時応急対応費用(原則東京海上日動が事前に指定した業者での対応費用に限り、①と合計で15万円を限度にお支払いします(「車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約(15日)」による補償の対象となる費用については、保険金としてお支払いします。))

※部品代および消耗品代を除きます。

可能な応急対応の例

●バッテリーの点検、ジャンピング*3 ●インロック時のカギ開け ●スペアタイヤ交換 等
*3 バッテリー上がりの際にケーブルをつないでエンジンをスタートさせることをいいます。



③ 付帯サービス

① 燃料切れ時ガソリン配達サービス

道路上で燃料切れとなった場合、ガソリンまたは軽油を10リットルお届けします。電気自動車またはガソリン・軽油を燃料としないうちの場合は、充電または燃料の補充が可能な場所まで搬送します。

※保険期間中*4に1回ご利用いただけます。

② おクルマ故障相談サービス

故障や車両のトラブルでお困りのとき、整備有資格者がお電話でアドバイスします。

※JAF会員の方がJAFをご利用された場合、②の部品代、消耗品代を保険期間中*4に1回に限り4,000円を限度に東京海上日動が負担します。また、③①のサービスを保険期間中*4に2回ご利用いただけます。

<修理工場等へのレッカー搬送から修理が完了するまでのご利用例>

※以下の①はロードアシスト、②～④はレンタカー等諸費用アシストにより補償します。

事故等が発生!

車が動かない!

東京海上日動
安心110番へ
連絡



① ロードアシストにて、修理工場等までレッカー搬送を行います。お電話1本でレッカーが急行します。



② レンタカー費用補償

ご契約のお車の代替としてレンタカーを借り入れる場合の費用を補償します。



③ 車両引取費用補償

ご契約のお車の修理完了後の納車費用またはご契約のお車の引取りに必要な往路交通費を補償します。



修理中

修理完了

④ 代替交通費用補償

自宅や当面の目的地まで移動する交通手段の費用を補償します。



レンタカー等諸費用アシスト

④ レンタカー費用補償

事故・故障・盗難*5によりご契約のお車の代替としてレンタカー*6を借り入れるための費用(レンタカー費用)を、補償日額5,000円を限度に補償します。レンタカーを借り入れた日からその日を含めて15日が限度です。事故の場合はレッカー搬送の有無を問わず補償します。

○:補償されます ×:補償されません

事故/故障の例	事故		故障		補償日額 (上限)	補償日数 (上限)
走行不能によるレッカー搬送	あり	なし	あり	なし		
レンタカー費用の補償	○	○	○	×*7	5,000円	事故:15日 故障:15日

補償日額・事故時の補償日数を充実させたいときは…

プラスで
安心

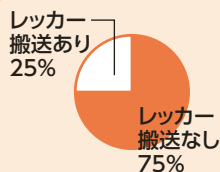
レンタカー費用等補償特約 (事故時30日)

▶ オプション

「車両搬送・応急対応・レンタカー費用等不担保特約」または「レンタカー費用等不担保特約」をあわせてご契約することはできません。

補償日額 (上限)	補償日数 (上限)
5,000円 7,000円 10,000円	事故:30日 故障:15日

※盗難の場合の補償は、事故の場合と同じです。



事故によりレンタカー費用が必要となるケースのうち、走行不能となりレッカー搬送されるケースは約25%にとどまります。*8
「レンタカー等諸費用アシスト」は、事故が発生している場合で、ご契約のお車が修理工場等へレッカー搬送されていないときでも、レンタカー費用を補償します。

*8 2017年度東京海上日動の実績

⑤ その他の諸費用補償

事故・故障によりご契約のお車が走行不能となり修理工場等へレッカー搬送された場合(自力走行は含みません。)*5や、ご契約のお車が盗難された場合に、以下の費用を補償します。*5

① 車両引取費用

ご契約のお車の修理完了後の納車費用またはご契約のお車の引取りに必要な1名分の往路交通費を補償します(1回の事故等について10万円を限度に補償)。

② 代替交通費用

自宅や当面の目的地まで移動する交通手段をご案内し、費用を補償します(1回の事故等について5万円を限度に補償。タクシー利用は1台について1万円を限度に補償)。

レンタカー等諸費用アシストの内容をご説明している動画をご用意しています。右記2次元コードを読み取ってご覧ください。



保険金をお支払いしない主な場合

<車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約(15日)、レンタカー費用等補償特約(事故時30日)共通>
燃料の不足やキーの紛失によりご契約のお車が走行不能となった場合 等

ご利用にあたっての主な注意点

- 補償を受けられる方は、ご契約のお車に乗車中の方・ご契約のお車の所有者・記名被保険者です。*9*10
- 「ロードアシスト」「レンタカー等諸費用アシスト」には一定のご利用条件やご利用上限額があります。詳細は「ご契約のしおり(約款)」に記載の「ロードアシスト利用規約」および「レンタカー等諸費用アシスト利用規約」をご参照ください。また、サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。
- 「走行不能」とは、ご契約のお車が動かなくなった状態、または法令等により走行してはならない状態をいいます(例:車が大破して動かなくなった、夜間でライトが急に点灯しなくなった、雨天時にワイパーが作動しなくなった等)。雪道や砂浜、ぬかるみ等でスリップして抜け出せない状態は、補償・サービスの対象外です。
- 「レッカー搬送」にはキャリアカー、車両積載車による搬送やけん引専用ロープによるけん引等も含まれます。
- 「ロードアシスト」、「レンタカー等諸費用アシスト」のサービスは、東京海上日動がJAFまたは提携会社を通じてご提供します。

*5 バッテリー上がり等の車両自体に生じたトラブルは対象外です。

*6 東京海上日動が指定するレンタカー会社、または事前に承認するレンタカー会社において借り入れるレンタカーに限りします。

*7 法令等により走行してはならない状態で自力走行により修理工場等へ入庫した場合、保険金はお支払いできませんが、「レンタカー等諸費用アシスト利用規約」に従いサービスとしてレンタカーをご提供します。

※「車両引取費用」および「代替交通費用」においてレンタカーは対象外です。

※「代替交通費用」については、原則として、対象事故の発生から24時間以内に利用した場合に限りします。

*9 「代替交通費用」については、ご契約のお車に乗車中の方に限ります。

*10 走行不能によるレッカー搬送を伴わない場合、「レンタカー費用」については、ご契約のお車の所有者に限りします。



お車の補償

*1 大きな損傷とは、「ご契約のお車が修理できない場合」、「ご契約のお車の修理費が車両保険金額以上となる場合」または「ご契約のお車の修理費が協定新価保険金額*2の50%以上となる場合（車体の内外装および外板部品を除いた本質的構造部分に著しい損傷が生じている場合に限ります。）」のいずれかに該当することをいいます。

*2 ご契約のお車の新車購入時の価格に基づき設定いただきます。

※「車両新価保険特約」で新価払をした場合や、車両保険において限度額引上げ払をした場合（P.13）は、この特約は適用しません。

*3 ご契約のお車と所有者が異なる車に限ります。

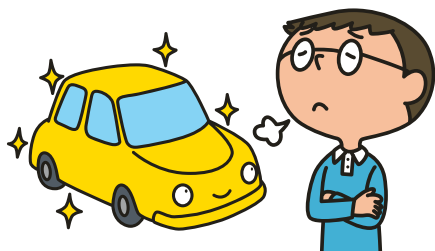
*4 車両保険において、事故件数によって免責金額（自己負担額）が設定されている場合、次事故時の免責金額の決定においても事故件数に数えません。

新車が大きな損傷*1を受けたときは？

車両新価保険特約

▶ オプション

車両保険（一般条件）またはエコノミー車両保険（車対車+A）をご契約の場合にご契約いただけます。ただし、満期日がご契約のお車の初度登録（初度検査）年月から61か月を超える場合は始期日時点（長期契約の場合は最終保険年度）の協定保険金額が協定新価保険金額の50%以上となることに限ります。



新たに購入したご契約のお車が、事故（盗難され発見されない場合を除きます。）により大きな損傷*1を受け、新車に買い換えた場合に、実際にかかる新車購入費用（車両本体価格+付属品+消費税）を「協定新価保険金額*2」を限度に保険金としてお支払い（新価払）します。また、ご契約のお車が大きな損傷*1を受け、修理可能な場合に新車を購入しないで修理を行うときにも、「協定新価保険金額*2」を限度に実際にかかった修理費をお支払いします。上記に加えて、新たにお車を購入し、新価払で車両保険金をお支払いした場合に、再取得時諸費用保険金をお支払いします。

※「車両新価保険特約」をご契約いただいた場合で、車両保険金額が50万円未満（長期契約の場合は最終保険年度の車両保険金額が50万円未満）のときは、「車両修理時の支払限度額引上げ規定の不適用に関する特約」をあわせてご契約いただく必要があります（車両保険において限度額引上げ払（P.13）をしません。）。

保険金をお支払いしない主な場合

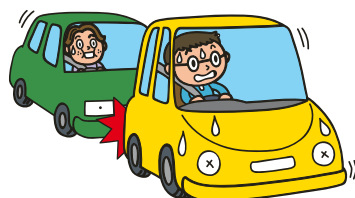
P.14の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じです。

追突された等、過失のない事故により、お車が壊れたときは？

車両無過失事故に関する特約

▶ 自動セット

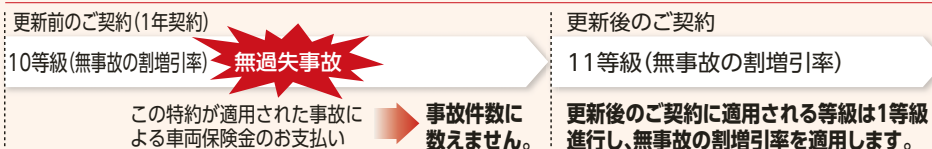
車両保険（一般条件）またはエコノミー車両保険（車対車+A）をご契約の場合に自動セットされます。



ご契約のお車と相手方の車*3との衝突または接触事故により車両保険金をお支払いする場合でも、ご契約のお車の所有者および使用または管理している方に過失がないときは、東京海上日動における更新後のご契約に適用される等級および無事故・事故有別の割増引率の決定において、ノーカウント事故として取り扱います。*4ただし、相手方の車および運転者または所有者が確認できる場合に限ります。また、車以外の他物との衝突・接触等の事故であっても、「被害者救済費用等補償特約（自動セット）」の対象となる事故の場合はノーカウント事故として取り扱います。

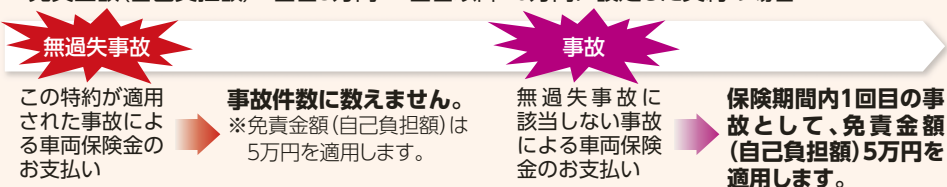
この特約が適用された場合の、更新後のご契約に適用される等級および無事故・事故有別の割増引率の決定例と、車両保険の免責金額（自己負担額）の適用例

例1 更新後のご契約に適用される等級および無事故・事故有別の割増引率の決定



例2 車両保険の免責金額（自己負担額）の適用

※免責金額（自己負担額）：1回目5万円～2回目以降10万円に設定した契約の場合

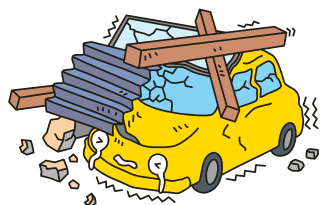


地震・噴火・津波により、お車が全損となったときは？

地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約

▶ オプション

車両保険（一般条件）をご契約の場合にご契約いただけます（ご契約のお車が二輪自動車や原動機付自転車のご契約を除きます。）。



地震・噴火またはこれらによる津波によってご契約のお車が全損となった場合に、記名被保険者が臨時に必要なとする費用に対し、50万円*5を地震・噴火・津波危険車両全損時一時金としてお支払いします。

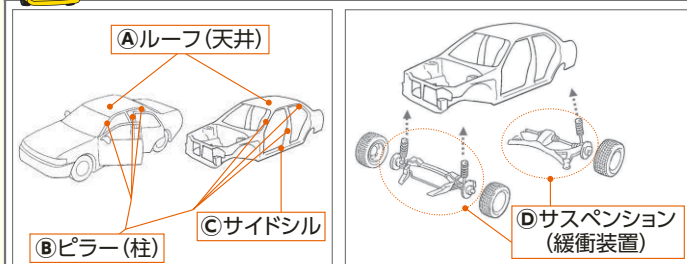
*5 本特約は、記名被保険者に定額で50万円をお支払いするものです。車両保険金額が50万円未満の場合は、その金額をお支払いします。

本特約における全損とは、ご契約のお車の損害の状態が、約款に定める基準（以下①～⑧）に該当する場合をいいます。

① 右記条件をすべて満たす場合 車体上部の損傷	ルーフ(A)の著しい損傷 + 3本以上のピラー(B)の折損、断裂またはこれと同程度の損傷 + 前面ガラスの損傷 + 後面ガラスの損傷 + 左右いずれかのドアガラスの損傷
② 右記条件をすべて満たす場合 車体側部の損傷	2本以上のピラー(B)の折損、断裂またはこれと同程度の損傷 + サイドシル(C)の折損、断裂またはこれと同程度の損傷 + 座席の著しい損傷
③ 右記いずれかの損傷が生じ、走行が困難な場合 車体底部の損傷	前の左右双方のサスペンション(D) + これらと接続された部位のフレームの著しい損傷 後の左右双方のサスペンション(D) + これらと接続された部位のフレームの著しい損傷 前の左右双方のサスペンション(D) + 車体底部の著しい損傷 後の左右双方のサスペンション(D) + 車体底部の著しい損傷
④ 右記いずれかの場合 原動機(エンジン)の損傷	原動機のシリンダーに著しい損傷が生じ、原動機の始動が著しく困難な場合 電気自動車の駆動用電気装置の電池部分に著しい損傷が生じ、駆動用電気装置の始動が著しく困難な場合
⑤ 流失または埋没し発見されなかった場合	
⑥ 運転者席の座面を超える浸水を被った場合	
⑦ 全焼した場合	
⑧ ①から⑦までのほか、損傷を修理することができない場合で廃車を行ったとき	



どこの部分？（概要）



詳細は「ご契約のしおり（約款）」をご確認ください。

保険金をお支払いしない主な場合

ご契約者、補償を受けられる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 等

その他の特約

※記名被保険者の業務に従事中の使用人が、ご契約のお車の整備・修理・点検等の間の代替として臨時に借りたお車（主な自家用車に限りです。）を運転中（駐車または停車中を除きます。）の場合も、本特約で補償することがあります。

*1 ご契約のお車の車両保険のご契約内容で保険金をお支払いできる事故に限り、借りたお車を壊したことによるその持ち主への法律上の損害賠償責任について、ご契約の対物賠償責任保険の保険金額を限度に保険金をお支払いします。ただし、借りたお車自体に生じた損害に限りします。

※記名被保険者の業務に従事中の使用人が、ご契約のお車の整備・修理・点検等の間の代替として臨時に借りたお車（二輪自動車等に限りです。）を運転中（駐車または停車中を除きます。）の場合も、本特約で補償することがあります。

ファミリーバイクとは…

ご契約のお車以外の原動機付自転車をいいます（総排気量125cc以下の二輪を含みます。ただし、総排気量50cc超125cc以下の側車付二輪を除きます。）。

*2 対人賠償責任保険の補償の対象となる事故のうち、記名被保険者またはそのご家族が所有または常時使用するファミリーバイクでの事故については、自賠責保険等で支払われるべき部分はお支払いしません。

*3 「対物超過修理費用不担保特約（オプション）」をご契約いただけない場合に、ファミリーバイクを使用中の事故等にも適用されます。

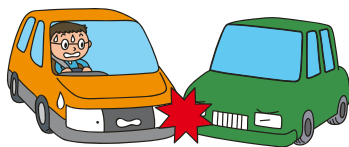
*4 ご契約いただいている場合に、ファミリーバイクを使用中の事故等にも適用されます。

一時的に借りたお車で事故を起こしたときは？

他車運転危険補償特約

▶ 自動セット ▶ 個人

ご契約のお車が主な自家用車の場合に自動セットされます。ただし、車両保険のみご契約の場合は自動セットされません。



記名被保険者やそのご家族等が一時的に借りたお車を運転中（駐車または停車中を除きます。）の事故でも、**借りたお車の保険に優先して**、ご契約のお車の保険からそのご契約内容に応じて保険金をお支払いします。

- 法律上の損害賠償責任（対人・対物・車両*1）を補償
- 補償を受けられる方のケガを補償 等

借りたお車が、主な自家用車の場合に保険金をお支払いします。ただし、借りたお車には以下のお車を含みません。

- 記名被保険者、記名被保険者の配偶者またはそれらの方の同居の親族が所有または常時使用するお車
- 別居の未婚の子が所有または常時使用するお車を自ら運転中の場合、そのお車

一時的に借りた二輪・原付で事故を起こしたときは？

他車運転危険補償特約（二輪・原付）

▶ オプション ▶ 個人 ▶ TAP

ご契約のお車が自家用二輪自動車または原動機付自転車で対人賠償責任保険および対物賠償責任保険をご契約の場合にご契約いただけます。

記名被保険者やそのご家族等が一時的に借りた自家用二輪自動車、原動機付自転車（以下「二輪自動車等」といいます。）を運転中（駐車または停車中を除きます。）の事故でも、**借りた二輪自動車等の保険に優先して**、ご契約のお車の保険からそのご契約内容に応じて保険金をお支払いします。

- 法律上の損害賠償責任（対人・対物）を補償
- 補償を受けられる方のケガを補償 等

借りた二輪自動車等には以下を含みません。

- 記名被保険者、記名被保険者の配偶者またはそれらの方の同居の親族が所有または常時使用する二輪自動車等
- 別居の未婚の子が所有または常時使用する二輪自動車等を自ら運転中の場合、その二輪自動車等



ご注意

記名被保険者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他ににご契約されている場合には、補償が重複することがあります。詳細はP.37をご参照ください。

ファミリーバイクで事故を起こしたときは？

ファミリーバイク特約

▶ オプション ▶ 個人

ご契約のお車が主な自家用車または自家用二輪自動車、対人賠償責任保険および対物賠償責任保険をご契約の場合にご契約いただけます（レンタカーおよび教習用自動車を除きます。）。



ファミリーバイク（借りたファミリーバイクを含みます。）を使用中の事故等により記名被保険者またはそのご家族が負担する法律上の損害賠償責任およびファミリーバイクに乗車中に生じたケガ等について、保険金をお支払いします。「人身傷害あり」または「自損事故傷害あり」のいずれかのタイプをお選びいただけます。

適用される補償	対人賠償責任保険*2	対物賠償責任保険 対物超過修理費特約*3	人身傷害保険 入院時選べるアシスト特約*4	自損事故傷害特約
ご契約タイプ				
「人身傷害あり」タイプ	○	○	○	×
「自損事故傷害あり」タイプ	○	○	×	○

「人身傷害あり」タイプは人身傷害保険をご契約の場合にご契約いただけます。「自損事故傷害あり」タイプと比べて、ケガの補償の範囲が広く、自損事故や無保険車との事故に加えて、他のお車と衝突した場合等も補償します。

※「運転者の年齢条件特約」または「本人・夫婦限定特約」をご契約されている場合も、これらの特約の条件にかかわらず、「ファミリーバイク特約」で補償を受けられる方のファミリーバイク使用中的事故等を補償します。

※その他、本特約が適用される特約・補償についての詳細は「ご契約のしおり（約款）」をご参照ください。



ご注意

記名被保険者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他ににご契約されている場合には、補償が重複することがあります。詳細はP.37をご参照ください。

整備や修理中に臨時に借りたお車で事故を起こしたときは？

臨時代替自動車補償特約

▶ 自動セット ▶ TAP

車両保険のみご契約の場合および記名被保険者が個人でご契約のお車が主な自家用車、自家用二輪自動車または原動機付自転車の場合は自動セットされません。

記名被保険者やそのご家族またはそれらの方の使用人がご契約のお車の整備・修理・点検等のために臨時に借りたお車を使用中の事故等でも、**借りたお車の保険に優先して**、ご契約のお車の保険からそのご契約内容に応じて保険金をお支払いします。

- 法律上の損害賠償責任(対人・対物・車両^{*5})を補償
- 補償を受けられる方のケガを補償 等

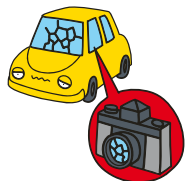
借りたお車の用途・車種を問わず保険金をお支払いします。ただし、借りたお車には記名被保険者、記名被保険者のご家族またはそれらの方の使用人が所有するお車を含みません。

お車に積んでいた日用品に損害が生じたときは？

車内携行品補償特約

▶ オプション ▶ 個人

ご契約のお車が二輪自動車や原動機付自転車のご契約等ではご契約いただくことはできません。



偶然な事故により、ご契約のお車の車内・トランク等に収容またはキャリアに固定された、**個人^{*6}が所有する日用品(レジャー用品等)に生じた損害**を補償します。損害額から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、原則として保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。保険金額は10万円から100万円までの間で設定いただけます。

法人の代表者のご家族まで補償するときは？

法人契約の個人被保険者に関する特約

▶ オプション ▶ 法人 ▶ TAP

対人賠償責任保険および対物賠償責任保険をご契約の場合にご契約いただけます。



記名被保険者が法人の場合、その法人の代表権を有する方を「個人被保険者」として設定いただくことで、**個人被保険者やそのご家族^{*7}等**がご契約のお車に乗車中の事故に加え、ご契約のお車に乗車中以外の事故についても、ご契約内容に応じて、人身傷害保険・「入院時選べるアシスト特約(オプション)」・「無保険車事故傷害特約(自動セット)」・「弁護士費用特約(オプション)」・「法律相談費用補償特約(自動セット)」等による保険金をお支払いします。

また、ご契約のお車が主な自家用車の場合、「他車運転危険補償特約」が自動セットされ、個人被保険者やそのご家族^{*7}に対して同特約で補償される保険金をお支払いします。

※ご契約のお車が自家用二輪自動車または原動機付自転車の場合は、「他車運転危険補償特約(二輪・原付)」を別途ご契約いただくことで、個人被保険者やそのご家族^{*7}に対して同特約で補償される保険金をお支払いします。

保険金をお支払いしない主な場合

他車運転危険補償特約

臨時代替自動車補償特約

- ・飛び石事故や当て逃げ等により借りたお車自体に生じた損害
- ・無免許運転や酒気帯び運転により、借りたお車を壊したことで生じた、その持ち主への法律上の損害賠償責任によって補償を受けられる方が被った損害 等

ファミリーバイク特約

- ・補償を受けられる方が所有、使用または管理しているファミリーバイクを、補償を受けられる方の業務のために、使用人^{*8}が運転している間に生じた事故による損害 等

車内携行品補償特約

- ・自転車、サーフボード、携帯電話、ノート型パソコン、眼鏡、ペット、植物、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品等に生じた損害
- ・キャリアに固定された個人が所有する日用品(レジャー用品等)の盗難
- ・個人が所有する日用品(レジャー用品等)のさび・かびによる損害 等

^{*5} ご契約のお車の車両保険のご契約内容で保険金をお支払いできる事故に限り、借りたお車を壊したことによるその持ち主への法律上の損害賠償責任について、ご契約の対物賠償責任保険の保険金額を限度に保険金をお支払いします。ただし、借りたお車自体に生じた損害に限りです。

^{*6} 記名被保険者に限らず日用品を所有されている方が補償を受けられます。

※「法人契約の個人被保険者に関する特約」をご契約いただいた場合で、人身傷害保険をご契約のときは、「人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約(オプション)」をあわせてご契約いただく必要があります。

^{*7} 個人被保険者の配偶者、個人被保険者またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子をいいます。

^{*8} 記名被保険者またはそのご家族のいずれかに該当する場合を除きます。

その他の特約

「搭乗者傷害特約(一時金払)」と「搭乗者傷害特約(日数払)」を重ねてご契約いただくことはできません。

*1「搭乗者傷害特約(一時金払)」の傷害保険金倍額払特約(オプション)のご契約が必要です。

*2 基準額「20万円」でご契約の場合は、倍額をお支払いします。

ご契約のお車に乗車中の事故によりケガをしたときは?

搭乗者傷害特約(一時金払)

▶ オプション

▶ TAP

人身傷害保険をご契約されていない場合にご契約いただけます。

搭乗者傷害特約(日数払)

▶ オプション

▶ TAP

人身傷害保険をご契約されていない場合または人身傷害保険および「傷害一時費用不担保特約(オプション)」をあわせてご契約の場合にご契約いただけます。



ご契約のお車の事故により、乗車中の方が、ケガ・死亡された場合やこれらの方に後遺障害が生じた場合に、補償を受けられる方1名について保険金額に基づいて、あらかじめ設定された額を保険金としてお支払いします。

<搭乗者傷害特約(一時金払)>

ケガの場合には、一時金として傷害保険金(入院給付金または治療給付金)をお支払いします(入院給付金の基準額として「10万円」または「20万円*1」のいずれかをお選びいただけます。)

・入院・通院日数が通算して5日以上の場合

ケガの内容に応じて入院給付金をお支払いします。基準額「10万円」でご契約の場合のお支払い例は以下のとおりです。

[例] 首のねんざ(むち打ち)の場合…10万円*2 足首の骨折の場合…30万円*2

・入院・通院日数が通算して4日以内の場合

治療給付金として1万円*2をお支払いします。

<搭乗者傷害特約(日数払)>

ケガの場合には、入院保険金日額または通院保険金日額に、医師等が治療を必要と認める治療日数を乗じた額を傷害保険金としてお支払いします。

※ご契約時に入院保険金日額・通院保険金日額を一定の条件でお決めいただけます。

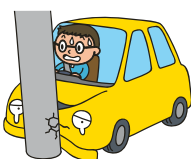
※治療日数は、事故の発生の日からその日を含めて180日が限度です(通院の場合、90日を限度にお支払いします。)

単独事故でケガをしたときは?

自損事故傷害特約

▶ 自動セット

対人賠償責任保険をご契約され、かつ、人身傷害保険をご契約されていない場合に自動セットされます。



ご契約のお車の自動車損害賠償保障法上の保有者・運転者またはご契約のお車に乗車中の方が、自損事故(相手方がなく電柱に衝突、崖から転落等)や前の車に追突してしまった事故等によりケガ・死亡された場合やこれらの方に後遺障害が生じた場合で、自賠責保険等の請求権が発生しないときに、補償を受けられる方1名についてあらかじめ設定された額を保険金としてお支払いします。

事故の相手方が保険を契約していないときは?

無保険車事故傷害特約

▶ 自動セット

対人賠償責任保険をご契約され、かつ、人身傷害保険をご契約されていない場合に自動セットされます。



記名被保険者やそのご家族等が他のお車との事故により死亡された場合やこれらの方に後遺障害が生じた場合で、相手方が保険を契約していない等のために賠償金の支払い能力がなく、十分な補償を受けられないときに、補償を受けられる方1名について2億円を限度に、約款に基づき東京海上日動が認定した額を保険金としてお支払いします。ただし、自賠責保険等で支払われるべき部分を除きます。

サイクルパッケージ*3

自転車による事故をはじめ、日常生活で他人にケガをさせたり他人の財物を壊してしまったときは？

個人賠償責任補償特約*4

▶ オプション ▶ 個人



国内外において以下のような事由により補償を受けられる方*5が法律上の損害賠償責任を負う場合に、1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。

- ①日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合
 - 〈例〉・自転車搭乗中に他人にケガをさせてしまった
 - ・飼犬が他人に噛みつきケガをさせてしまった
 - ・ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設または施設内の動産を壊してしまった
- ②補償を受けられる方が居住に使用する住宅の所有、使用、または管理に起因する偶然な事故により他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊した場合
- ③電車等*6を運行不能にさせた場合
- ④他人から預かった物・レンタル品等の受託品*7を壊したり盗まれた場合

保険金額は、国内での事故は無制限、国外での事故は1億円です。



ご注意

補償を受けられる方が、「個人賠償責任補償特約」と補償内容が同様の保険契約を他にご契約されている場合には、補償が重複することがあります。詳細はP.37をご参照ください。

自転車の事故でケガをしたときは？

自転車傷害補償特約(一時金払)*4

▶ オプション ▶ 個人

自転車での転倒や歩行中の自転車との衝突等の自転車の事故により、記名被保険者やそのご家族が入院・死亡されたときやこれらの方に後遺障害が生じたときに、あらかじめ設定された以下の額を保険金としてお支払いします。

入院*8	5日未満	1万円
	5日以上	10、30、50、100万円*9
後遺障害	300万円×等級別割合*10	
死亡	300万円	

サイクルパッケージの内容をご説明している動画をご用意しています。2次元コードを読み取ってご覧ください。



保険金をお支払いしない主な場合

搭乗者傷害特約(一時金払)	搭乗者傷害特約(日数払)	・補償を受けられる方の故意または重大な過失によって、補償を受けられる方本人に生じた傷害または損害
自損事故傷害特約	無保険車事故傷害特約	・無免許運転や酒気帯び運転によって、運転者本人に生じた傷害または損害 等
個人賠償責任補償特約	・航空機、船舶、車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。)または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって補償を受けられる方が被った損害 ・借りた財物の置き忘れまたは紛失による、その持ち主に対する損害賠償責任によって補償を受けられる方が被った損害 等	
自転車傷害補償特約(一時金払)	・補償を受けられる方の故意または重大な過失によって、補償を受けられる方本人に生じた傷害 ・法令に定められた基準に適合する制動装置を備えていない自転車を運転している場合に生じた傷害 等	

*3 「個人賠償責任補償特約」と「自転車傷害補償特約(一時金払)」をあわせてご契約された場合をいいます(いずれか一方のみをご契約いただくこともできます。)

※「個人賠償責任補償特約」には「賠償事故解決に関する特約」が自動セットされ、国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

*4 「個人賠償責任補償特約」と「自転車傷害補償特約(一時金払)」は、対象事故が国外で生じた場合も補償します。

*5

- ① 記名被保険者
- ② ①の配偶者
- ③ ①または②の同居の親族
- ④ ①または②の別居の未婚の子
- ⑤ ①が未成年者または責任無能力者である場合は、①の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって①を監督する方
- ⑥ ②から④までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方

*6 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。

*7 日本国内で受託した財物に限ります。なお、携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は受託品に含みません。

※「自転車傷害補償特約(一時金払)」にてお支払いする各保険金は、他の傷害保険契約の保険金、加害者からの損害賠償金(自賠責保険や対人賠償責任保険の保険金)等が支払われる場合でも重ねてお支払いします。

*8 通院は補償の対象外です。

*9 ケガの程度(骨折、欠損等)により異なります。

*10 要件を満たした場合は、重度後遺障害特別保険金・重度後遺障害介護費用保険金もお支払いします。

付帯サービス等

～日常生活でもお客様をしっかりサポートし、安心をお届けします～

24時間365日受付

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等をいたします。

*2 各種サービスのご利用に係る費用は利用者ご自身の負担となります。

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。

メディカルアシスト(サービス)

▶ 自動セット

記名被保険者が個人のご契約の場合に自動セットされます。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。



こんなときに…

- 深夜、子供が38度の発熱。どうしよう…。
- 出勤時に、急に動悸・息切れがする。動けないこともないのだが…。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。



こんなときに…

- 旅行中に持病が出て体調を崩した。宿泊先から一番近い専門病院を知りたい…。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。



こんなときに…

- 便秘で下剤を使っています。漢方の専門医のお話も聞きたいのですが…。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーが応えます。



こんなときに…

- 検査結果を聞きに行ったが、言葉が難しくよくわからなかった。

転院・患者移送手配

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

※実際の転院移送費用はこのサービスの対象外です。ただし、「入院時選べるアシスト特約」で補償される場合があります。



こんなときに…

- 旅先の自動車事故で入院。引き続き入院が必要だが、家族のことも考えると自宅近くの病院に転院したい。

※ご相談の対象は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合で、ご契約者(法人は除きます。)、記名被保険者(法人は除きます。)、またはご契約者もしくは記名被保険者の配偶者・親族(以下相談対象者といいます。))に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、相談対象者のうちいずれかの方からの直接の相談に限ります。

※メディカルアシストは東京海上日動がグループ会社を通じてご提供します。

お客様やご家族が抱える介護に関するご負担を軽減します。

介護アシスト(サービス)

▶ 自動セット

契約者または記名被保険者が個人のご契約の場合に自動セットされます。

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、電話で介護に関するご相談を承ります。認知症のご不安に対しては、医師の監修による「もの忘れチェックプログラム」*1をご利用いただくことも可能です。



各種サービスの優待紹介

ご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者を紹介いたします。*2 電話介護相談とあわせてご利用いただくことで、介護負担の軽減やご高齢の方ご本人の自立度の維持につながるサービスをご検討いただけます。

【紹介可能な各種サービス】

- 家事代行
- 食事宅配
- 住宅リフォーム
- 見守り・緊急通報機器
- 福祉機器
- 有料老人ホーム・高齢者住宅
- バリアフリー旅行

インターネットによる介護情報サービス

情報サイトの「介護ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度の内容等、介護に関する様々な情報を提供します。

■ 介護ネットワークホームページ
<http://www.kaigonw.ne.jp>

※ご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄(事業活動によるものを除きます。)が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合で、ご契約者(法人は除きます。)、記名被保険者(法人は除きます。))およびそれらの方の配偶者・親族の方(以下「サービス対象者」といいます。))のうち、いずれかの方から直接専用フリーダイヤルへお電話いただいた場合のみを本サービスの対象とします。なお、各種サービスの優待紹介についても、サービス対象者に限りご利用いただけるものとします。

※本サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。

※原則として無料で下記のサービスをご提供します。サービスの詳細は東京海上日動のホームページをご参照ください。
 なお、サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。

お客様が最も不安な「事故発生から24時間」をしっかりサポートします。

事故現場アシスト(サービス)

▶ 自動セット

事故の際のアドバイス

事故現場でお困りの場合に、専門スタッフが電話にてご相談を承り、状況に応じてアドバイスをします。



初期対応

事故のご連絡を受け付けた後、ご要望に応じて修理工場・病院等への各種手配や被害者への連絡等を行います。



24時間以内の状況報告

初期対応を行った場合には、24時間以内にお客様へ状況をご報告します。



※事故現場アシストは、東京海上日動がグループ会社を通じてご提供します。

事故・災害防止等の情報をご提供します。

事故防止アシスト(サービス)

▶ 自動セット

トータルアシスト自動車保険のご契約に自動セットされます。

■ 東京海上日動のホームページで、事故・災害防止等の情報をご提供します。

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

防災・防犯情報サイト

「都道府県の危険度マップ」…火災、犯罪、災害について都道府県の傾向を日本地図で表現したページです。それぞれのページには対策方法等のワンポイント情報をまとめた「まめ知識」*3へのリンクがあります。



情報サイト「セーフティコンパス」

日常生活を様々な事故・災害からお守りするためのお役立ち情報をご提供します。危険度診断チェック等、豊富な内容をご用意しています。



安全運転情報サイト

ドライブレコーダーで取得したヒヤリハット映像を動画で提供し、映像の状況説明、ひとことアドバイス等安全運転に役立つ情報を掲載したページです。



※実際の画面は変更となる場合があります。

その他にも以下のような**安心**をお届けします。

もらい事故アシスト

▶ オプション

お客様に責任がなく保険会社が示談交渉できない「もらい事故」も安心です。

詳細はP.7をご参照ください。

入院時選べるアシスト

▶ オプション

「事故が起きてから」ホームヘルパーや家庭教師の派遣等、お客様にお好みの補償をお選びいただけます。

詳細はP.11をご参照ください。

ロードアシスト

▶ 自動セット

ご契約のお車について、事故や故障時等のレッカー搬送、故障やお車のトラブル時の応急対応等を行います。

詳細はP.15をご参照ください。

レンタカー等諸費用アシスト

▶ 自動セット

レンタカーや諸費用のご案内および費用の補償をしっかりサポートします。

詳細はP.16をご参照ください。

24時間365日対応

※事故防止アシストは、東京海上日動のホームページを閲覧できる環境においてご提供します。

※ご利用にあたっては、保険証券記載の証券番号とパスワードが必要です。

*3 防火、防犯、防災に関するテーマ別ワンポイント情報をまとめたページです。

運転される方の範囲・年齢条件

※TAPの場合、記名被保険者が個人で、ご契約のお車が自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）の場合のみ設定いただけます（レンタカーおよび教習用自動車を除きます。）。

※TAPの場合、ご契約のお車が自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）・二輪自動車・原動機付自転車の場合のみ設定いただけます（レンタカーおよび教習用自動車を除きます。）。

また、原動機付自転車の場合は、「年齢を問わず補償」または「21歳以上補償」のいずれかとなります。

*1 これらの方で年齢条件を満たさない方が運転中の事故は、原則として保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

*2 これらの方以外の方が運転中の事故は、年齢条件にかかわらず保険金をお支払いします。

ちょいのり保険 （1日自動車保険）とは…

親や友人のお車を借りて運転中の事故を補償する、24時間単位でご加入いただける自動車保険です。スマートフォンでいつでもお申込みいただけます。詳しくは、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

※ご利用の携帯電話のサービスの状況、災害、システムのメンテナンス・障害等によりご加入いただけない場合があります。

本人・夫婦限定特約（本人・夫婦限定割引）



ご契約のお車を運転される方を以下のとおり限定することで、保険料が割安になります。限定された方以外の方が運転中の事故は、原則として保険金をお支払いできません。

○ 補償されます × 補償されません

運転される方	①	②	③	④	⑤
特約	記名被保険者	①の配偶者	①または②の同居の親族	①または②の別居の未婚の子	左記以外の方 （別居の既婚の子や友人等）
本人・夫婦限定特約	○	○	×	×	×
限定しない場合	○	○	○	○	○

運転者の年齢条件特約

運転者の年齢条件（「年齢を問わず補償」以外をいいます。）を設定することで、保険料が割安になります。運転者の年齢条件が適用される方^{*1*2}の中で、ご契約のお車を運転される方のうち、一番若い方の年齢に応じて設定ください。

<トータルアシスト自動車保険の場合>

年齢を問わず補償
21歳以上補償
26歳以上補償
35歳以上補償

運転者の年齢条件が適用される方^{*1*2}

- ① 記名被保険者
- ② ①の配偶者
- ③ ①または②の同居の親族
- ④ 上記いずれかの方の業務に従事中的の使用者

<TAPの場合>

年齢を問わず補償
21歳以上補償
26歳以上補償

運転者の年齢条件が適用される方^{*1*2}

<記名被保険者が個人の場合>

- ① 記名被保険者
- ② ①の配偶者
- ③ ①または②の同居の親族
- ④ 上記いずれかの方の業務に従事中的の使用者

<記名被保険者が法人の場合>

すべての方

記名被保険者が個人で「26歳以上補償」または「35歳以上補償」を設定した場合は、記名被保険者の始期日時時点の年齢に応じて保険料を算出します。詳細はP.32をご参照ください。

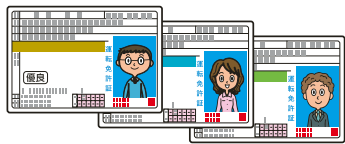


運転される方の範囲外の方や年齢条件を満たさない方が運転される場合には、「ちょいのり保険（1日自動車保険）」のご加入もあわせてご検討ください。

免許証の種類(色)・お車の使用目的

トータルアシスト自動車保険の場合のご確認事項

免許証の種類(色)



始期日における記名被保険者の運転免許証の種類(色)(ゴールド・ブルー・グリーン)をご確認いただき申込書等に記載してください。記名被保険者が運転免許証を保有していない場合や国際運転免許証のみ保有している場合は、「その他」と記載してください。なお、ゴールドはゴールド以外に比べ保険料が割安になります。詳細はP.35をご参照ください。

<ご注意点>

免許更新手続きは、誕生日の前後1か月間(通算2か月間)可能ですので、以下いずれかの場合は、始期日時時点で記名被保険者が保有している運転免許証の種類(色)がブルーであってもゴールド免許とみなすことができます。

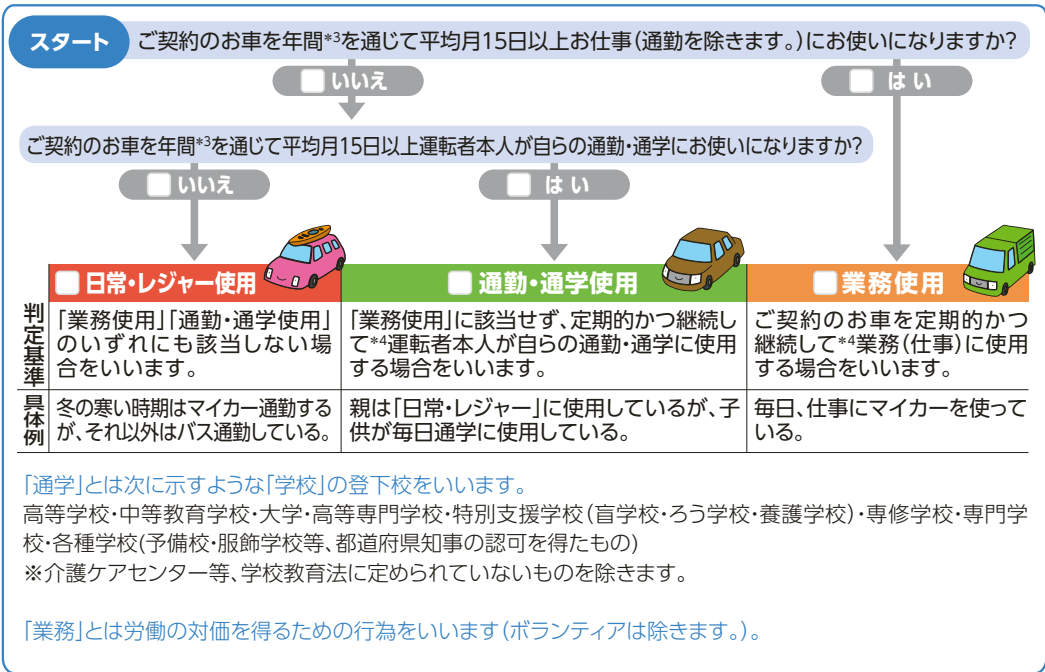
- ① 始期日時時点でゴールド免許を保有できるが、更新していない場合
- ② 始期日時時点でゴールド免許を保有できるが、早期にブルー免許に更新した場合

❗ 記名被保険者の運転免許証の種類(色)をご契約時に申込書等に正確に記載してください(更新前のご契約がTAPのご契約の場合等、新たな告知事項となるときは特にご注意ください。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や事実を記載しない場合には、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

お車の使用目的

ご契約のお車の使用実態に従って、以下のフローチャートにより使用目的をご判断いただき申込書等に記載してください(ご契約のお車の使用目的により保険料が異なります。)

※使用目的が正しく設定されている場合には、その使用目的以外で運転しているときも補償の対象となります。



*3 「年間」とは、始期日から1年間をいいます。保険期間の途中で「使用目的」を変更した場合はその時点から1年間をいいます。

*4 「定期的かつ継続して」とは、年間*3を通じて平均月15日以上使用する場合をいいます。

❗ ご契約のお車の使用目的をご契約時に申込書等に正確に記載してください(更新前のご契約がTAPのご契約の場合等、新たな告知事項となるときは特にご注意ください。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や事実を記載しない場合には、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

ノンフリート等級別割引・割増制度

*1 初めてのご契約には6等級(S)、2台目以降のお車を新たにご契約される場合で、「複数所有新規特則」の適用条件を満たすときには7等級(S)が適用されます。

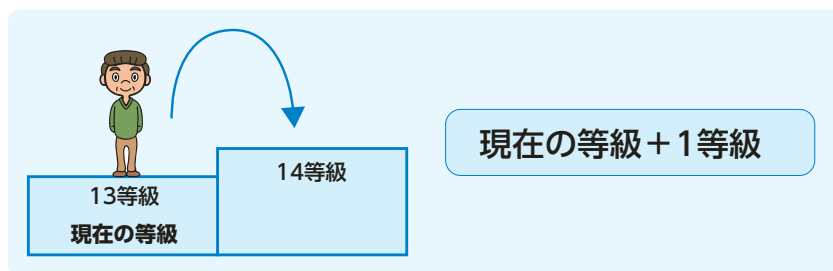
保険期間1年のご契約を更新してご契約される場合

等級の決定方法

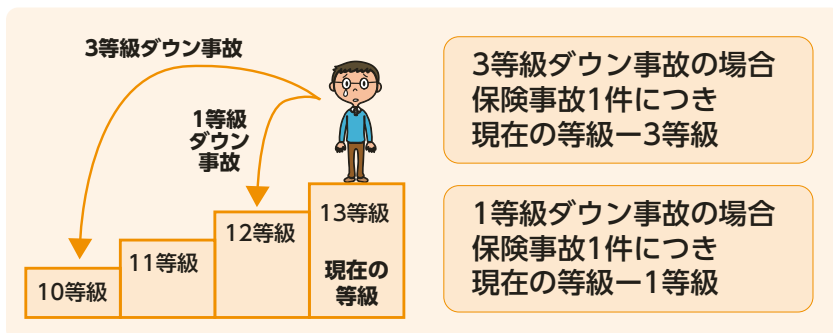
- ① 更新前のご契約に適用される等級に対して、1年間保険事故がなかった場合は「1」を加え、3等級ダウン事故があった場合は1件について「3」を引き、1等級ダウン事故があった場合は1件について「1」を引き、それぞれ更新後のご契約に適用される等級を決定します。
- ② 20等級を上限、1等級を下限とします。

等級の決定方法

保険事故がなかった場合



保険事故があった場合



保険事故とは

保険事故とは、東京海上日動に保険金の支払責任がある事故をいいます。

1等級ダウン事故

(例)



ノーカウント事故

以下にかかわる保険事故または以下の組み合わせの保険事故をいいます。

(例)

- 対人臨時費用 ●人身傷害保険
- 人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約
- 弁護士費用特約 ●被害者救済費用等補償特約
- ファミリーバイク特約 ●入院時選べるアシスト特約
- 車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約(15日)
- レンタカー費用等補償特約(事故時30日)
- 個人賠償責任補償特約 ●自転車傷害補償特約(一時金払)

3等級ダウン事故

1等級ダウン事故およびノーカウント事故のいずれにも該当しない保険事故をいいます。

※一部の特約には右記の割増引率は適用されません。

※右記は2019年1月現在の割増引率であり、将来変更となる可能性があります。

ノンフリート等級別割増引率表

等級		初めてのご契約(6等級(S))										複数所有新規特則(7等級(S))									
割増引率(%)		4%割増										34%割引									
等級		1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増引率(%)	無事故事故有	64	28	12	2	13	19	30	40	43	45	47	48	49	50	51	52	53	54	55	63
		割増										割引									

ノンフリートのご契約では、「1～20等級の区分」「無事故・事故有の区分」により保険料が割引・割増される制度が採用されています。更新前の保険期間中の保険事故の有無および件数等により、ご契約に適用される等級および無事故・事故有の区分を決定します（決定された等級および無事故・事故有別の割増引率をご契約に適用されます。）^{*1}

事故有係数適用期間の決定方法

- ①「事故有の割増引率」を適用する期間（始期日における残りの適用年数）を示すものとして、ご契約ごとに事故有係数適用期間を設定します。
- ②事故有係数適用期間は6年を上限、0年を下限とし、1～6年のときは「事故有の割増引率」を適用します。
- ③更新前のご契約の事故有係数適用期間が1～6年の場合は、「1年」を引いた後に、3等級ダウン事故1件について「3年」、1等級ダウン事故1件について「1年」を加え、更新前のご契約の事故有係数適用期間が0年の場合は、3等級ダウン事故1件について「3年」、1等級ダウン事故1件について「1年」を加え、それぞれ更新後のご契約の事故有係数適用期間を決定します。^{*2}

＜事故有係数適用期間の計算方法＞

事故有係数適用期間 = 更新前のご契約の事故有係数適用期間 - 1^{*3} + (更新前のご契約の3等級ダウン事故件数 × 3 + 更新前のご契約の1等級ダウン事故件数 × 1)

事故有係数適用期間の適用例

保険事故がなかった場合

適用例①：12等級のご契約（保険期間1年、始期日2019年1月1日）

	更新前のご契約 (現在のご契約)	1年後のご契約 (2020年1月1日始期)	2年後のご契約 (2021年1月1日始期)	3年後のご契約 (2022年1月1日始期)	4年後のご契約 (2023年1月1日始期)
無事故の割増引率のご契約	12等級 ▲48%	13等級 ▲49%	14等級 ▲50%	15等級 ▲51%	16等級 ▲52%
事故有係数適用期間	0年	0年	0年	0年	0年

3等級ダウン事故があった場合

適用例②：16等級のご契約（保険期間1年、始期日2019年1月1日）

＜事故有係数適用期間＞0 + (1件 × 3 + 0件 × 1) = 3年

	更新前のご契約 (現在のご契約)	1年後のご契約 (2020年1月1日始期)	2年後のご契約 (2021年1月1日始期)	3年後のご契約 (2022年1月1日始期)	4年後のご契約 (2023年1月1日始期)
無事故の割増引率のご契約	16等級 ▲52%				16等級 ▲52%
事故有の割増引率のご契約	3等級 ダウン 事故1件	13等級 ▲29%	14等級 ▲31%	15等級 ▲33%	
事故有係数適用期間	0年	3年	2年	1年	0年

保険期間が1年を超える長期契約や保険期間が1年未満の短期契約（ご契約者からのお申出により解約され、保険期間が1年未満となった場合を含みます。）を更新してご契約される場合の取扱いは、P.29をご参照ください。



^{*2} 初めてご契約される場合、事故有係数適用期間は0年となります。

^{*3} 更新前のご契約の事故有係数適用期間が0年（事故有係数適用期間がない場合を含みます。）の場合は、「更新前のご契約の事故有係数適用期間 - 1」を「0」として算出します。

※左記例において、更新後のご契約は、いずれも保険期間を1年として例示しています。

※左記例において、更新前のご契約（現在のご契約）の割増引率は2019年1月時点の割増引率を適用しています。また、1年後のご契約以降の割増引率は2019年1月時点で将来適用する予定の割増引率であり、変更となる場合があります。

※「事故有の割増引率」を適用する期間は、保険事故の種類・件数に応じて異なります。

⚠️ ご注意

等級および事故有係数適用期間の決定方法が異なる他の保険会社で更新前の契約をご契約の場合でも、更新後のご契約の等級および事故有係数適用期間は左記の決定方法に基づき決定します。そのため、更新後のご契約に適用される等級・事故有係数適用期間が、他の保険会社で更新された場合と異なることがあります。

「無事故の割増引率」と「事故有の割増引率」を設けるのはどうしてですか？

2012年9月以前のノンフリート等級別割引・割増制度では、前契約の保険事故の有無にかかわらず、同じ等級のご契約者であれば、同じ割増引率を適用していました。

しかし、保険金お支払状況を比較すると、同じ等級であっても、更新前のご契約に「事故があったご契約者」と「事故がなかったご契約者」とでは大きな差があり、「事故があったご契約者」が本来負担すべき保険料の一部を「事故がなかったご契約者」が負担している構造にありました。

そのため、2012年10月に改定を行い、更新前のご契約の事故の有無によって、更新後のご契約に適用する等級が同じ場合でも異なる割増引率を適用しています。

ノンフリート等級別割引・割増制度

*1 更新前のご契約の保険期間は、保険期間の途中で解約された場合は、始期日から解約日までの期間とします(1年未満を切捨てて整数年とします。なお、始期応当日に解約した場合は、1年経過したものとします。)

保険期間1年を超える長期契約を更新してご契約される場合

等級と事故有係数適用期間の決定方法

【等級】 以下の方法により算出します。

0を下回る場合は0とします。

$$\text{更新前のご契約の等級} + \left\{ \left[\text{更新前のご契約の保険期間}^{*1} - \left(\text{更新前のご契約の3等級ダウン事故件数} + \text{更新前のご契約の1等級ダウン事故件数} \right) \right] - \left(\text{更新前のご契約の3等級ダウン事故件数} \times 3 + \text{更新前のご契約の1等級ダウン事故件数} \times 1 \right) \right\}$$

【事故有係数適用期間】 以下の方法により算出します。

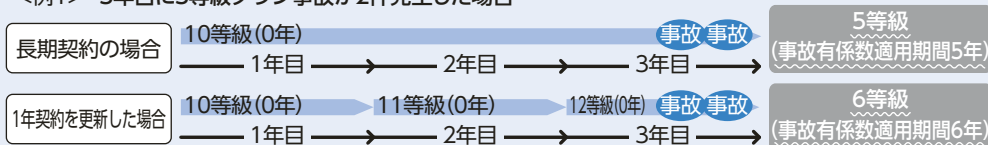
0を下回る場合は0とします。

$$\left(\left[\text{更新前のご契約の事故有係数適用期間} - \text{更新前のご契約の保険期間}^{*1} \right] \div 2 \right) + \left(\text{更新前のご契約の3等級ダウン事故件数} \times 3 + \text{更新前のご契約の1等級ダウン事故件数} \times 1 \right) - \left(\text{更新前のご契約の保険期間}^{*1} \div 2 \right)$$

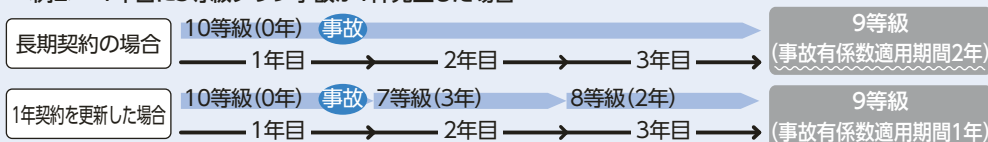
※上記計算式で算出された事故有係数適用期間は、小数点第1位を切り上げて整数年とします。

保険期間1年を超える長期契約の場合、同一保険年度内に複数の保険事故があったとき等、更新後のご契約に適用される等級・事故有係数適用期間が、1年間を保険期間とするご契約を更新された場合と異なることがあります。

<例1> 3年目に3等級ダウン事故が2件発生した場合



<例2> 1年目に3等級ダウン事故が1件発生した場合



保険期間が1年未満の短期契約(ご契約者からのお申出によって解約され、1年未満となった場合を含みます。)を更新してご契約される場合

等級と事故有係数適用期間の決定方法

【等級】

更新前のご契約に適用されている等級と同一となります。ただし、更新前のご契約に3等級ダウン事故があった場合は1件について「3」を引き、1等級ダウン事故があった場合は1件について「1」を引き、それぞれ更新後のご契約に適用される等級を決定します。

【事故有係数適用期間】

更新前のご契約の事故有係数適用期間と同一となります。ただし、更新前のご契約に3等級ダウン事故または1等級ダウン事故があった場合は、3等級ダウン事故1件について「3年」、1等級ダウン事故1件について「1年」を加え、それぞれ更新後のご契約の事故有係数適用期間を決定します。

⚠️ ご注意

等級および事故有係数適用期間の決定方法が異なる他の保険会社で更新前の契約をご契約の場合でも、更新後のご契約の等級および事故有係数適用期間は右記の決定方法に基づき決定します。そのため、更新後のご契約に適用される等級・事故有係数適用期間が、他の保険会社で更新された場合と異なることがあります。

本制度における留意点

ご契約のお車を譲渡された場合

ご契約のお車の譲渡に伴いご契約の権利および義務を譲渡された場合は、原則として等級および事故有係数適用期間は譲受人には継承されませんが、以下の場合等では等級および事故有係数適用期間が継承されることがあります。



- ① 記名被保険者が配偶者間、同居の親族*2間、または一定の法人間で変更される場合
- ② 個人事業主が法人を新設される場合、または法人を解散し個人事業主となられる場合で、記名被保険者を個人事業主・法人間で変更される場合（変更前と変更後のご契約のお車が同一*3で、事業内容が同一である場合に限り。）
- ③ 上記①②以外で、お車の譲渡以外の理由による記名被保険者の変更があった場合（適用される等級が1～5等級、事故有係数適用期間が1～6年であるご契約に限り。）

*2 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族をいいます。

*3 同一とみなして取り扱うことができる用途・車種を含みます。

ご契約のお車の入替をされた場合

以下の①～③の条件がすべて満たされる場合に、入替前のご契約に適用される等級および事故有係数適用期間が入替後のご契約に継承されます。



- ① 入替後のお車の所有者が以下のいずれかに該当すること
 - a. ご契約のお車の所有者*4
 - b. 記名被保険者*5
 - c. b.の配偶者
 - d. b.またはc.の同居の親族
- ② 入替後のお車が、新たに取得または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れたお車または上記①に該当する方が既に所有しているお車であること
- ③ ご契約のお車と入替後のお車が同一の用途・車種*3に該当すること

*4 所有権留保条項付売買契約によるお車の場合は買主、貸借契約により借り入れたお車の場合は借主とします。

*5 車両保険のみのご契約の場合は、ご契約のお車の所有者とします。

前契約が解除された場合

ご契約が解除された場合（ご契約者からのお申出により解約される場合を除きます。）、7等級以上の等級を継承することができません。*6新たなご契約を締結した後に、その前契約が解除された場合も同様です（この場合、新たなご契約に適用される等級を訂正し、差額保険料がある場合は請求します。）。

*6 6等級が適用されたご契約が解除された場合、更新後のご契約に6等級が適用されますが、このとき、更新前のご契約と異なる割増引率が適用されることがあります（解除されたご契約に保険事故がある場合には、その事故件数や事故内容に応じた等級および事故有係数適用期間になります。）。

ノンフリート等級別割引・割増制度

その他のご注意

*1 3等級ダウン事故があった場合は事故1件について「3」を引いた等級、「3年」を加えた事故有係数適用期間とし、1等級ダウン事故があった場合は事故1件について「1」を引いた等級、「1年」を加えた事故有係数適用期間とします。

*2 原則として6等級(F)の場合はa.およびb.のみ対象となります。

*3 廃車・譲渡・返還の事実が新たなお車の取得日より後になった場合を含みます。

- ①更新前のご契約に事故有係数適用期間がない場合、原則として更新前のご契約の事故有係数適用期間を0年とみなし、更新後のご契約の事故有係数適用期間を決定します(更新後のご契約の始期日を含めて過去13か月以内に保険責任を有していたご契約に事故有係数適用期間があった場合等、取扱いが異なることがあります。)
- ②原則として、更新前のご契約の満期日または解約日の翌日から起算して7日以内の日を始期日としてご契約を更新されない場合は、7等級以上の等級を継承することができません。
- ③やむを得ない事情によりご契約者が更新後のご契約の始期日までに更新前のご契約の解約手続きを行えなかった場合で、更新前のご契約の満期日または解約日の前日から起算して過去7日以内の日に更新後のご契約の始期日があるときは、更新後のご契約の始期日を更新前のご契約の保険期間の末日として、更新前のご契約の等級および事故有係数適用期間を継承します。^{*1}
- ④更新前のご契約の等級が1～5等級および6等級(F)^{*2}で以下のいずれかに該当する場合は、新たなご契約の等級は、更新前のご契約の等級と同一になります。^{*1}
また、更新前のご契約の事故有係数適用期間が1～6年で以下のいずれかに該当する場合は、新たなご契約の事故有係数適用期間は、更新前のご契約の事故有係数適用期間と同一になります。^{*1}
なお、いずれの場合も、更新前のご契約が長期契約の場合は、取扱いが異なります。
 - a. 更新前のご契約の満期日または解約日の翌日から起算して8日以後13か月以内の日に保険期間が始まるご契約のとき
 - b. 更新前のご契約の解除日(失効となった場合は失効日)またはその解除日の翌日から起算して13か月以内の日に保険期間が始まるご契約のとき
 - c. 更新前のご契約のお車を廃車・譲渡・リース業者へ返還し、その代替^{*3}として新たなお車を取得されるとき
- ⑤更新後のご契約に更新前のご契約と同一の等級が適用される場合でも、更新前のご契約と異なる割増引率が適用されることがあります。

記名被保険者年齢別の保険料制度

記名被保険者年齢別の保険料制度とは・・・

記名被保険者が個人で運転者の年齢条件「26歳以上補償」または「35歳以上補償*4」を設定した場合は、記名被保険者の始期日時点の年齢に応じて「30歳未満」、「30歳以上40歳未満」、「40歳以上50歳未満」、「50歳以上60歳未満」、「60歳以上65歳未満」、「65歳以上70歳未満」、「70歳以上75歳未満」、「75歳以上」に区分して保険料を算出します。

年齢条件区分	記名被保険者年齢区分
年齢を問わず補償	—
21歳以上補償	—
26歳以上補償	30歳未満
	30歳以上40歳未満
	40歳以上50歳未満
	50歳以上60歳未満
	60歳以上65歳未満
	65歳以上70歳未満
	70歳以上75歳未満
	75歳以上
35歳以上補償*4	30歳未満*5
	30歳以上40歳未満
	40歳以上50歳未満
	50歳以上60歳未満
	60歳以上65歳未満
	65歳以上70歳未満
	70歳以上75歳未満
	75歳以上

記名被保険者が個人で「26歳以上補償」または「35歳以上補償*4」を設定した場合は、記名被保険者の始期日時点の年齢に応じた区分により保険料を算出します。

例:年齢条件区分と記名被保険者年齢区分の決定

①記名被保険者の設定
Aさん(55歳)を記名被保険者に設定

②運転者の年齢条件の設定
最も若い息子(27歳)の年齢にあわせて、「26歳以上補償」を設定

左記①②より、それぞれ以下のとおり適用します。
・年齢条件区分:「26歳以上補償」
・記名被保険者年齢区分:「50歳以上60歳未満」の区分

記名被保険者年齢区分は、記名被保険者であるAさんの年齢(55歳)に応じて自動的に設定されます。

記名被保険者の年齢層別に保険料の差を設けているのはどうしてですか？

- 本制度の導入前は、記名被保険者の年齢にかかわらず、「26歳以上補償」、「35歳以上補償」のご契約者であれば、同じ保険料を適用していました。
- しかし、保険金お支払状況を比較すると、同じ「26歳以上補償」、「35歳以上補償」であっても、記名被保険者の年齢により大きな差がありました。つまり、「事故が多い記名被保険者年齢層」が本来負担すべき保険料の一部を「事故が少ない記名被保険者年齢層」が負担している構造にありました。
- こうした背景のもと、記名被保険者の年齢によって保険料を区分する制度を導入し、世代間の公平な保険料負担を実現しています。

*4 トータルアシスト自動車保険のみ対象です。

※長期契約の場合、始期日の応当日時点の記名被保険者の年齢に応じて、保険年度ごとに左記区分を適用します。

※記名被保険者を変更する場合、変更後の記名被保険者の始期日時点の年齢に応じて左記区分を適用します。

*5 記名被保険者が30歳未満で実際にお車を運転する方が35歳以上の場合等がこの区分に該当します。

保険料割引制度

※2019年1月時点の割引率であり、将来変更となる場合があります。

*1 長期契約の場合は、各保険年度における始期日の応当日とします。適用条件を満たす保険年度を対象に割引が適用されます。

*2 初度登録年月がない構内専用車等には、割引は適用できません。

*3 6等級(S)が適用される長期契約の場合、第1保険年度は「6等級(S)」、第2保険年度以降は「6等級(S)以外」の割引率を適用します。

*4 一部の特約を除き、保険料全体に割引が適用されます。

*5 型式が不明のお車には、割引は適用できません。



ご契約条件等によって以下のよう
該当するものがないか

お車に関する割引制度

新車割引

割引率：下表のとおり

以下の条件をすべて満たす場合



- ご契約のお車の用途・車種が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)であること
- 始期日*1の属する月がご契約のお車の初度登録(初度検査)年月*2の翌月から起算して49か月以内であること

	初度登録からの経過月数	対人賠償*3		対物賠償*3		人身傷害*3		車両保険*3	
		6等級(S)	6等級(S)以外	6等級(S)	6等級(S)以外	6等級(S)	6等級(S)以外	6等級(S)	6等級(S)以外
普通・小型	～25か月	22%	10%	18%	10%	22%	10%	21%	11%
	26～49か月	6%						11%	
軽四輪	～25か月	14%	10%	15%	10%	17%	7%	20%	2%
	26～49か月	6%				3%		2%	

ASV割引

9%*4

ご契約のお車の用途・車種が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)で、AEB(衝突被害軽減ブレーキ)が装着されている場合*5

※自家用乗用車(普通・小型)の場合は、始期日*1がご契約のお車の型式の発売後3回目の料率クラス見直し日より前にあるときに限ります。



福祉車両割引

3%*4

ご契約のお車が福祉車両(消費税法に基づき、厚生省告示第130号に規定された消費税が非課税となる自動車)の場合



割引適用可否の確認方法

ご契約のお車の自動車検査証等の「車体の形状」が「身体障害者輸送車」または「車いす移動車」となっていることをご確認ください。または、ご契約のお車のパンフレット・取扱説明書等により、消費税が非課税となる自動車であることをご確認ください。

Eco割引(ハイブリッド車・電気自動車割引)

3%*4

以下の条件をすべて満たす場合

- ご契約のお車の用途・車種が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)であること
 - 自動車検査証等の「備考」に「ハイブリッド車」、「***ハイブリッド車」と表示されていることもしくは燃料電池自動車であることが表示されていること、または「燃料の種類」に「電気」、「圧縮水素」もしくは「CNG」と表示されていること
 - 始期日*1の属する月がご契約のお車の初度登録(初度検査)年月*2の翌月から起算して13か月以内であること
- ※福祉車両割引と重複した場合は福祉車両割引を優先して適用します。

な割引制度が適用されますので、
十分ご確認ください。

教習用自動車料率

▶ TAP

以下(1)または(2)のいずれかに該当する自動車の場合

- (1) 登録番号標の分類番号が8・80～89・800～899の以下①～③のいずれかに該当する自動車
 - ① 自動車教習所が教習専用使用する自動車(所有権留保条項付売買契約により購入した教習専用車、1年以上をリース期間とする賃貸借契約*6により借り入れた教習専用車を含みます。)
 - ② 都道府県公安委員会が道路において行う運転免許試験、または再試験に使用する自動車
 - ③ 都道府県公安委員会または指定講習機関*7において行う初心運転者講習および取消処分者講習に使用する自動車
- (2) 都道府県公安委員会から指定を受けた指定自動車教習所が技能の教習および技能検定に使用する自動車(登録番号標、車両番号標または標識番号標のない自動車のうち実地試験免除の対象となる自動車(所有権留保条項付売買契約により購入した教習専用車、1年以上をリース期間とする賃貸借契約*6により借り入れた教習専用車を含みます。))

公有自動車割引

▶ TAP

国または地方公共団体*8が所有権を有し*9、かつ、自ら使用する自動車の場合

準公有自動車割引

▶ TAP

以下(1)～(3)のいずれかに該当する団体が所有権を有し、かつ、自ら使用する自動車の場合

- (1) 国または地方公共団体*8が、医療、厚生、教育、雇用、防災等公共の福祉に資する事業を行わせる目的で法令または条例に基づいて、資本の全額を出資して設立した団体(各種の公庫、金庫、特殊銀行等の金融機関を除きます。)
 - (2) 国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法により設立された共済組合
 - (3) 独立行政法人通則法および同法第1条第1項に規定する個別法に基づき設立されており、政府が資本金その他の財産基礎の全てを出資または提供している独立行政法人
- ただし、上記(1)～(3)のいずれかに該当する団体が自ら使用する所有権留保条項付売買契約により自ら購入した自動車、1年以上をリース期間とする賃貸借契約*6により自ら借り入れたリースカー、国もしくは地方公共団体*8または他の上記(1)もしくは(2)のいずれかに該当する団体から借り入れた自動車についても、所有権を有する自動車として取り扱います。

割引適用可否の確認方法

上記(1)～(3)の事実を定款等の書類にてご確認ください。

*6 契約者が所有していた自動車をリース業者に譲渡した後、その自動車を賃貸借契約に基づき有償で借り受けている場合には、その契約者がその自動車を所有していた期間とその賃貸借契約の期間の通算期間が1年以上となる賃貸借契約を含みます。

*7 道路交通法第108条の4(指定講習機関)の定めるところにより都道府県公安委員会が指定したものをいいます。

*8 地方公共団体には、地方自治法第1条の3に定める特別地方公共団体(特別区、地方公共団体の組合、財産区)を含みます。

*9 国または地方公共団体*8が自ら使用する所有権留保条項付売買契約により自ら購入した自動車、1年以上をリース期間とする賃貸借契約*6により自ら借り入れたリースカー、国もしくは地方公共団体*8または準公有自動車割引の対象となる団体・共済組合から借り入れた自動車を含みます。

保険料割引制度

※2019年1月時点の割引率であり、将来変更となる場合があります。

*1 運転免許証の種類(色)がゴールド以外の場合と比較した保険料割引をいいます。

*2 一部の特約を除き、保険料全体に割引が適用されます。

*3 所有権留保条項付売買契約によるお車の場合は買主、1年以上をリース期間とする賃貸借契約により借り入れたリースカーの場合は借主をいいます。

*4 以下①～③のいずれかに該当する場合は、同一とみなします。

- ①他契約の記名被保険者
- ②①の配偶者
- ③①または②の同居の親族

*5 この場合は、他契約に適用されている等級ではなく、みなし等級を以下の方法によって算出します。

みなし等級＝

$$A + \{B - (C + D)\} - (C \times 3 + D \times 1)$$

A:他契約に適用されている等級

B:経過年数(他契約の始期日から新たなご契約の始期日までの年数(端月数切捨て))

C:経過年数内の3等級ダウン事故件数

D:経過年数内の1等級ダウン事故件数

※ $B < C + D$ となる場合は $B - (C + D) = 0$ とします。

※他契約の始期日が2012年9月30日以前始期契約の場合、取扱いが異なります。

*6 団体扱・集団扱のご契約の場合は、複数の証券でのご契約でも、一定の条件を満たすときはこの割引を適用します。

*7 ④および⑤に該当する場合は、他の項目に該当する方を記名被保険者とするご契約を含めることはできません。

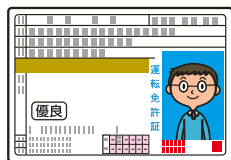
*8 適用条件を満たす限り、1日自動車保険無事故割引は複数契約に適用可能です。

*9 「搭乗者傷害特約(一時金払)のみ」、「弁護士費用特約のみ」、「法律相談費用補償特約のみ」、「車両搬送・応急対応費用補償特約のみ」または「これらの組み合わせ」の保険事故は含みません。

その他の割引制度

ゴールド免許割引*1

割引率：下表のとおり*2



トータルアシスト自動車保険をご契約の場合で、始期日時点で記名被保険者が保有する運転免許証の種類(色)がゴールドの場合、運転者の年齢条件に応じた割引率が適用されます。

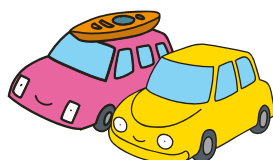
※始期日時点でゴールド免許証を保有していない場合でも、ゴールド免許割引を適用できる場合があります。詳細はP26をご参照ください。

年齢条件	年齢問わず補償	21歳以上補償	26歳以上補償	35歳以上補償
割引率		7%		12%

複数所有新規特則(セカンドカー割引)

7等級(S)を適用

既に自動車保険(東京海上日動以外の保険会社との保険契約や所定の共済契約を含みます。以下「他契約」といいます。)をご契約いただいている方が2台目以降のお車を新たにご契約される場合で、以下の条件をすべて満たすとき



- 新たなご契約に前契約に該当する契約が存在しないこと
- 新たなご契約の記名被保険者および所有者*3が、他契約の記名被保険者および所有者*3とそれぞれ同一*4であり、かつ、個人であること
- 他契約に適用されている等級が11等級以上であること(東京海上日動の長期契約の場合、みなし等級*5が11等級以上であること)
- 新たなご契約および他契約のお車の用途・車種が、いずれも主な自家用車、またはいずれも二輪自動車であること
- 新たなご契約の始期日が、他契約の保険期間内にあること

7等級(S)が適用され、6等級(S)と比べ割安な保険料となります。*2

等級	初めてのご契約(6等級(S))	複数所有新規特則(7等級(S))
割増率(%)	4%割増	34%割引

ノンフリート多数割引

2台:3%*2
3～5台:4%*2
6台以上:6%*2

始期日時点でご契約者が以下の方を記名被保険者として、1保険証券*6で2台以上まとめてご契約の場合で一定の条件を満たすとき

- ①ご契約者
- ②①の配偶者
- ③①または②の同居の親族
- ④【ご契約者がご契約のお車の所有権留保条項付売買契約上の売主の場合】その売買契約上の買主*7(買主が複数にわたる場合は、買主間の関係が本人、その配偶者、それらの方の同居の親族である場合に限りします。)
- ⑤【ご契約者がご契約のお車の賃貸借契約上の貸主の場合】その賃貸借契約上の借主*7(借主が複数にわたる場合は、借主間の関係が本人、その配偶者、それらの方の同居の親族である場合に限りします。)



1日自動車保険無事故割引*8

割引率：下表のとおり*2

以下の条件をすべて満たす場合

- ご契約に6等級(S)または7等級(S)が適用される新規ノンフリート契約であること
- ご契約のお車の用途・車種が主な自家用車であること
- ご契約の記名被保険者とちよいのり保険(1日自動車保険)の記名被保険者が同一であること
- 所定の期間内に通算して5日以上を保険責任期間としてちよいのり保険(1日自動車保険)に加入しており、かつ、その契約に保険事故*9が発生していないこと

※長期契約の場合は第1保険年度の保険料が対象

ちよいのり保険(1日自動車保険)の保険責任期間	6等級(S)	7等級(S)
5～9日	8%	2%
10～19日	15%	4%
20日以上	20%	5%

※ちよいのり保険(1日自動車保険)の保険責任期間内にご契約の始期日がある場合、ご契約の始期日の前日24時までの保険責任期間に応じて割引を適用します。

Web証券割引

割引額：年間240円^{*10}
(月々20円)

ご契約のしおり(約款)および保険証券を書面ではなく、Web(ホームページ)で閲覧いただく方式を選択いただいた場合

※2019年4月以降始期のご契約に適用します。

※ご契約者が法人の契約や明細型契約等、一部のご契約は対象となりません。

※このほかにも、団体扱の場合、団体扱割引を適用することがあります。

*10 短期契約の場合は、短期契約の算出方法に準じ割引額を決定します。また、長期契約の場合は、第1保険年度のみ割引を適用します。

保険料の払込方法

主な払込方法は以下のとおりです。

このほか、ご契約時に直接保険料を払い込む方法や、お勤め先やご所属の団体等を通じて集金する団体扱・集団扱もあります。

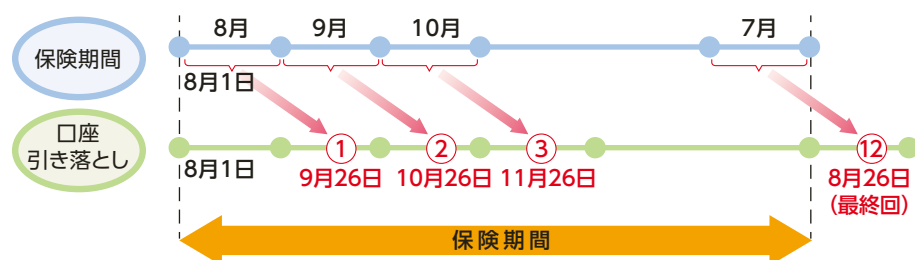


※ご契約内容により選択いただけない払込方法があります。

主な払込方法	分割払		一時払
	月払	年払	
・金融機関での口座振替 ^{*11} ・クレジットカード	○ (5%割増 ^{*12})	○	○
・コンビニエンスストア・郵便局等での払込取扱票 ・請求書(銀行等での振込み)	×	×	○

※口座振替やクレジットカードでの払込みの場合、始期日の属する月の翌月から請求します(クレジットカードによる払込みの場合、取扱いが異なることがあります。また、保険料振替口座、クレジットカード確認等の手続きが遅延した場合も取扱いが異なることがあります。)。このため、月払のご契約の場合、最終回目の保険料の振替日が満期日以降となることがあります。

<例>始期日が8月1日のご契約の場合(分割払の場合)



⚠ 原則として始期日以降は、ご指定いただいた払込方法の変更はできません。^{*13}

⚠ 払い込まれた保険料については、領収証の発行を省略させていただきますので、カード会社利用明細書・払込受領証・振込金受取書・通帳等、お手元の書類でご確認ください。

*11

・払込期日に保険料の振替ができない場合は、翌月に再度保険料が請求されます。
・東京海上日動に複数のご契約がある場合、ご指定口座には各契約の保険料が合算されて請求されることがあります。預金残高が合算した保険料に満たない場合、いずれのご契約についても保険料の引落しができませんのでご注意ください。

*12 ノンフリート多数割引を適用しているご契約の場合等は、割増のない分割払でご契約いただくことができます。

*13 保険期間を2年または3年とし、保険料の払込方法が年払または月払であるご契約の場合は、保険期間中に各保険年度の始期当日付で払込方法を変更(年払⇄月払、口座振替⇄クレジットカード)することができます。

補償の重複に関するご注意

お客様またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約(当社以外の保険契約を含みます。)を他に
ご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故につ
いて、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない
場合があります。お客様のご契約について今一度ご確認ください。

例えば以下のようなケースで補償が重複する可能性があります。

- ①同居のご家族を含め、お車を複数台所有しており、ご契約している複数の自動車保険
に同様の補償内容の特約をご契約しているケース
- ②自動車保険や火災保険、傷害保険に同様の補償内容の特約をご契約しているケース



*1 右記の特約以外にも他車運転
危険補償特約(二輪・原付)でも補
償が重複する可能性があります。

*2 商品(保険種目)やご契約の始
期日により、名称や補償内容が異
なる場合があります。

*3 「個人賠償責任補償特約
[オプション]」は自動車保険のほか、
火災保険や傷害保険等にも同様
の特約がありますので、あわせて
ご確認ください。

*4 「弁護士費用特約 [オプション]」
において、記名被保険者およびそ
のご家族は、ご契約のお車以外
のお車に乗車中の事故や車外での
自動車事故も補償の対象となりま
すが、「弁護士費用特約」をご契約
されていないお車を友人や知人
等が運転中に事故があった場合、
友人や知人等は補償されません。
お客様のニーズに合わせて、そ
れぞれのお車に「弁護士費用特約」
をご契約するかをご検討ください。

複数ご契約した場合に補償が重複する可能性のある主な特約*1*2

特約	重複する補償の内容	
	保険金額が 「無制限」のご契約がある場合	保険金額が いずれも「無制限以外」の場合
①個人賠償 責任補償 特約*3 	複数のご契約のうち、保険金額が「無 制限」のご契約が1つでもある場合、 その他のご契約から重ねて保険金が 支払われることはありません。	複数のご契約のうち、いずれのご契約 も保険金額が「無制限以外」の場合、 それぞれのご契約の保険金額を合算 した額がお支払いする保険金の上限 額となります。 合算した保険金額が必要な補償額と なっているか、必ずご確認ください。
②人身傷害の他車搭乗中 および車外自動車事故 補償特約		
③ファミリーバイク 特約 	複数のご契約のうち、対人賠償責任 保険、対物賠償責任保険および人身 傷害保険(「人身傷害あり」タイプの場合) の保険金額が「無制限」のご契約 が1つでもある場合、その他のご契約 から重ねて保険金が支払われること はありません。	
④弁護士費用特約*4 		保険金額は「1事故について補償を受 けられる方1名あたり300万円」で、そ れぞれのご契約の保険金額を合算した 額がお支払いする保険金の上限額と なります。 合算した保険金額が必要な補償額と なっているか、必ずご確認ください。

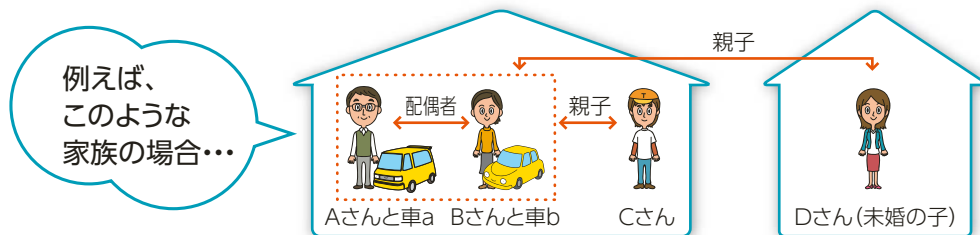
**補償が重複している場合は、
ニーズに合わせてご契約内容の見直しをご検討ください。**



1 契約のみに特約をご契約いただいた場合のご注意点

1 契約のみに特約をご契約いただいた場合には、将来そのご契約を解約されたときや、
ご家族の状況変化(同居から別居への変更等)により従来補償の対象であった方が補償
の範囲から外れるとき等、補償がなくなることがあります。

以下のようなケースで、補償範囲が重複します。



ケース①：「個人賠償責任補償特約」をご契約の場合



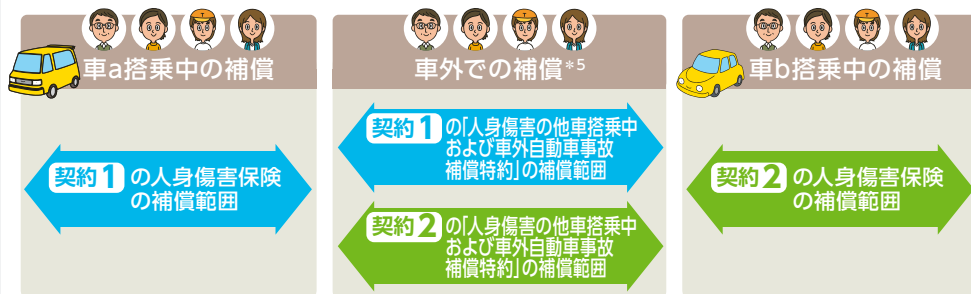
補償範囲が重複しています!!

「個人賠償責任補償特約」は、①記名被保険者、②記名被保険者の配偶者、③ ①②の方の同居の親族、④ ①②の方の別居の未婚の子等が補償対象です。
そのため、**契約1** と **契約2** において、Aさん・Bさん・Cさん・Dさんの「個人賠償責任補償特約」の補償が重複しています。

こうして解決!!

契約1、**契約2**のいずれかにのみ「個人賠償責任補償特約」をご契約いただくことで、Aさん・Bさん・Cさん・Dさんの補償は重複しません。

ケース②：複数の自動車保険で 「人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約」をご契約の場合



補償範囲が重複しています!!

「人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約 [オプション]」は、①記名被保険者、②記名被保険者の配偶者、③ ①②の方の同居の親族、④ ①②の方の別居の未婚の子等が補償対象です。
そのため、**契約1** と **契約2** において、Aさん・Bさん・Cさん・Dさんの「車外での補償*5」が重複しています。

こうして解決!!

契約1、**契約2**のいずれかにのみ「人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約」をご契約いただくことで、Aさん・Bさん・Cさん・Dさんの補償は重複しません。

*5 「ご契約のお車以外のお車*6に乗車中の事故の補償」、「歩行中や自転車搭乗中の、お車との接触等による事故の補償」をいいます。

*6 ①～④の方が所有または常時使用するお車等は対象外です。

ご契約内容の変更等

～こんなときは東京海上日動へご連絡ください～

以下のようなご契約内容の変更にあたっては、ご契約ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができません。

■ご契約のお車を変更する場合



ご契約のお車を、新たに取得したお車に変更する場合や、ご契約のお車の廃車・譲渡等に伴い既に所有する別のお車に変更する場合は、あらかじめご契約の代理店または東京海上日動にご連絡ください。

■ご契約のお車を譲渡する場合



ご契約のお車を譲渡されても、ご契約に関する権利および義務は、自動的に譲受人に移りません。あらかじめご契約の代理店または東京海上日動にご連絡ください。

■ご契約のお車を運転される方の範囲や年齢条件を変更する場合



運転される方の範囲や年齢条件を変更する場合は、あらかじめご契約の代理店または東京海上日動にご連絡ください。また、ご契約のお車を主に使用される方が変わる場合は、記名被保険者の変更手続きが必要となります。

運転される方の範囲や年齢条件の詳細はP.25をご参照ください。

万が一の変更忘れの場合もサポートします

*1「運転者の年齢条件特約」をご契約の場合は記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族をいい、「本人・夫婦限定特約」をご契約の場合は記名被保険者またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子をいいます。ただし、「記名被保険者の婚姻等により、始期日以降に新たにご家族に該当した方」のご家族には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みません。

●家族内新規運転者の自動補償特約

運転者の年齢条件や「本人・夫婦限定特約」の変更を「うっかり」忘れてこれらの対象外となる「始期日以降に運転免許を取得した記名被保険者（「運転者の年齢条件特約」をご契約の場合のみ対象です。）またはそのご家族*1」または「記名被保険者の婚姻等により、始期日以降に新たにご家族*1に該当した方」が運転中に起こした事故についても、事故後に追加保険料を払込みいただくこと等を条件に保険金をお支払いします。

●本人・夫婦限定特約

始期日時点で「本人・夫婦限定特約」に定める運転者の範囲内であった方が、その後の続柄の変更等により補償対象外となった後に運転して起こした事故についても、事故後に追加保険料を払込みいただくこと等を条件に保険金をお支払いします。

約の代理店または東京海上日動にご連絡ください。
いことや、保険金のお支払いに支障をきたすことがあります。

■ご契約を解約する場合



ご契約を解約される場合は、ご契約の代理店または東京海上日動にご連絡ください。書面でのお手続きが必要です。

一定の条件を満たす場合、ご契約を中断する制度があります

<ご契約の中断制度について>

ご契約を一旦中断したうえで*2、中断後の新たなご契約に中断前のご契約に適用されていた等級と同等の等級(中断前のご契約に保険事故がある場合には、その事故件数に応じた等級)または中断前のご契約に適用されていた等級に既経過期間*3 1年ごとに「1」を加えた等級*4を適用できる制度があります(中断後のご契約に中断前のご契約と同一の等級が適用される場合でも、中断前のご契約と異なる割増引率が適用されることがあります。)。なお、本制度のご利用には、ご契約の中断日(解約日または満期日)から5年以内に、ご契約の代理店または東京海上日動に、中断証明書の発行をお申出いただく必要があります。

※発行した中断証明書を適用し新たにご契約する場合、中断したご契約の始期日を前契約の始期日とみなし、「ノンフリート等級別割引・割増制度」(P.27)に基づいて算出された事故有係数適用期間を適用します。

*2 中断の事由が、ご契約のお車を廃車・譲渡・返還・一時抹消した場合、ご契約のお車が盗難された場合またはそれらに伴い既に所有する別のお車と入替を行った場合、ご契約のお車が車検切れにより使用できなくなった場合、記名被保険者が海外渡航した日の6か月前の日以降に解約日または満期日がある場合に限りします。

*3 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

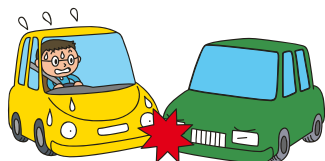
*4 中断前のご契約の始期日から満期日または解約日までの既経過期間*3が1年以上で、かつ保険事故がない場合に限りします。

■住所やメールアドレスを変更した場合



ご契約者の住所・メールアドレス等を変更した場合には遅滞なくご契約の代理店または東京海上日動にご連絡ください。

■事故が発生した場合



事故が発生した場合には、ただちにご契約の代理店または東京海上日動にご連絡ください。補償を受けられる方に責任が全くない「もらい事故」の場合もご連絡ください。
詳細はP.42をご参照ください。

しっかり更新サポート

※明細型契約やノンフリート多数割引適用契約には、「更新特約」はセットされません。

※「更新特約」の適用を希望しない場合（ご契約を更新しない場合等）、満期日までにご契約の代理店または東京海上日動までご連絡ください。その場合、ご契約は更新停止となり自動更新（更新バックアップ）されません（「自動車保険「自動更新」停止のお知らせ」をお送りします。）

※所定の条件により、ご契約が自動更新（更新バックアップ）されない場合は、あらかじめ東京海上日動よりご連絡します。



ご契約が満期を迎えるとき、ご契約の更新手続きについて、「早期」に「しっかり」とお客様にご案内します。安心してご契約手続きをしていただくための仕組みが「しっかり更新サポート」です。

＜しっかり更新サポートの対象契約＞

ご契約時に、「更新特約（自動セット）」をご契約されている契約が対象です。保険証券には「しっかり更新サポート」と表示されます。

＜サポート内容＞

しっかり① 更新のご案内



満期日の2か月前をめどに、更新のご案内（更新ガイドブック・重要事項説明書等）をお送りします。このご案内で、更新後のご契約内容を「しっかり」ご検討いただくことができます。更新のご案内が到着した後に、ご契約の代理店または東京海上日動より具体的な手続き等についてご連絡します。

しっかり② 万が一の際の「更新バックアップ」



万が一満期日までにご契約者のご連絡がとれず、ご契約者から更新しない旨のお申出がない場合は、「更新特約」に基づき、更新前のご契約と同様^{*1}のご契約内容にてご契約を「しっかり」自動更新（更新バックアップ）します。

^{*1} 車両保険金額については、更新時のご契約のお車と同等（同一の用途・車種、初度登録年月等）のお車の市場販売価格相当額等に見直したうえでの自動更新（更新バックアップ）となります。また、その他の内容も一部変更となる場合があります。

※しっかり更新サポートの対象外となるご契約において、更新手続きをすっかり忘れてしまっても、一定の条件を満たす場合には、前契約と同条件で補償します（前契約の満期日の翌日から起算して30日以内の事故に限ります。）。

ご契約のしおり（約款）・保険証券・更新のご案内の提供方法について

^{*2} ご契約者が法人の契約や明細型契約等一部のご契約は、「Web証券」・「Web更新案内」をご選択いただけません。

^{*3} P42記載の2次元コードよりダウンロードください。

「ご契約のしおり（約款）」・「保険証券」・「更新のご案内（更新ガイドブック・重要事項説明書等）」の提供方法について、以下のいずれかをご選択ください。

ご契約のしおり（約款）	「Web約款（ご契約のしおり（約款）を東京海上日動のホームページ上で閲覧いただく方法）」または「書面での送付」
保険証券	「Web証券（保険証券を発行せずにご契約内容を東京海上日動のホームページ上で閲覧いただく方法） ^{*2} 」または「書面での発行」
更新のご案内	「Web更新案内（更新のご案内（更新ガイドブック・重要事項説明書等）を東京海上日動のホームページ上で閲覧いただく方法） ^{*2} 」または「書面での送付」

「Web証券」・「Web更新案内」をご選択いただいたお客様は、東京海上日動のホームページ内の契約者さま専用ページ（マイページ）でご契約内容・更新のご案内をそれぞれご確認いただくことになります。契約者さま専用ページ（マイページ）のご利用には、東京海上日動のホームページまたはスマートフォンアプリ「モバイルエージェント」での登録^{*3}が必要です。

・「Web証券」を選択いただいた場合

ご契約内容の確認方法等をご案内する「ご契約内容の確認方法のご案内ハガキ」をお送りします。

・「Web更新案内」を選択いただいた場合

満期日の2か月前をめどに、ご登録いただいたすべてのメールアドレスにご案内メールをお送りします。

2019年4月1日以降始期契約の場合

Web約款およびWeb証券を選択いただいた場合、Web証券割引を適用します。詳細はP.36をご参照ください。

もし事故が起きたら

■事故現場での対応

事故現場での対応



事故発生



ケガ人を救護



事故車を安全な場所へ



警察へ連絡する



相手方を確認する



事故状況と目撃者の確認をする

注意



その場では示談しない



東京海上日動または保険証券記載の連絡先へ連絡する



事故車をディーラー・修理工場へ

落ち着いて、事故現場の住所、事故状況、ケガ人の状況等をお伝えください。

救急車119番

警察110番

- どこで? (現場の住所は)
- どんな事故? (車との事故か、人との事故か、単独事故か)
- ケガ人の状況は? (意識がある・ない、出血等の状況)

事故状況をお知らせください。

いつ

- 事故発生の年月日、時刻

どこで

- 事故発生の場所 (町名、番地、道路名、目標物等)

だれが・なにを

- 相手方の氏名、連絡先、住所、年齢、車名、ナンバー、目撃者のある場合はその住所および氏名等

どうして

- 事故の原因・形態 (スピードの出しすぎ、わき見、飛び出し等)

どうなった

- 届出警察署名
- 担当警察官の氏名
- ケガの程度
- 病院名(電話番号)
- 自車・相手車の損傷箇所
- 損傷の程度
- 修理先 (ディーラー名、修理工場名、電話番号)
- 損害賠償の請求を受けた場合はその内容

※事前のご連絡がない場合、各種サービスの提供、補償やサービスの案内や手配を行うことができません。
※補償を受けられる方に責任が全くない「もらい事故」の場合もご連絡ください。

事故・故障のご連絡・ご相談は

東京海上日動安心110番(事故受付センター)



0120-119-110

受付時間：24時間365日

事故は119番・110番

**モバイル
エージェントが
あれば安心!**

スマート事故連絡

代理店の電話番号と自分の電話番号を登録しておけば、ガイダンスに従って数回タッチするだけで、自分の位置をコールセンターや代理店に知らせることができます。

スマートロードアシスト

お車の故障・トラブルの場合もGPS機能ですぐに自分の位置をコールセンターに知らせることができます。

その他にも、事故の写真を簡単に共有したり、事故対応の経過を確認したりすることができます。

**まずは、アプリの
ダウンロードを!**

webサイトへアクセス



※モバイルエージェントは、記名被保険者が個人の場合にご利用いただけます。

目的別もくじ

こんなときは

こちらをご参照ください

ページ

全 般

目的 1	トータルアシスト自動車保険とTAPの どちらを契約すればよいのか知りたい	→	自動車保険の商品内容 フローチャート	P.3
目的 2	東京海上日動の連絡先が知りたい	→	裏表紙	—
目的 3	保険料の払込方法が知りたい	→	保険料の払込方法	P.36

商品内容

目的 4	車両保険の種類について知りたい	→	お車の補償 車両保険	P.13
目的 5	地震や津波による車の損害が 補償されるか知りたい	→	お車の補償 車両保険 地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約	P.13 P.18
目的 6	ロードサービスの商品内容について知りたい	→	お車の補償 車両搬送・応急対応・レンタカー費用等 補償特約(15日) ロードアシスト、レンタカー等諸費用アシスト	P.15
目的 7	友人の車やレンタカー、修理業者から一時的に 借りた代車等を運転して事故を起こした場合、 自動車保険で補償の対象となるかどうか知りたい	→	その他の特約 他車運転危険補償特約	P.19
目的 8	友人から借りた原動機付自転車で事故を 起こした場合、自動車保険で 補償の対象となるかどうか知りたい	→	その他の特約 ファミリーバイク特約	P.19
目的 9	自分や家族の自転車事故によるケガや賠償事故が 自動車保険で補償の対象となるかどうか知りたい	→	その他の特約 サイクルパッケージ	P.22
目的 10	他の契約と補償が重複して保険料が 無駄になっていないか確認したい	→	補償の重複に関するご注意	P.37

こんなときは

こちらをご参照ください

ページ

運転される方・ご契約のお車

目的 11	運転する人の範囲や年齢を限定して 保険料を割安にしたい	→	運転される方の範囲・年齢条件	P.25
目的 12	トータルアシスト自動車保険における 免許証の色の確認方法が知りたい	→	免許証の種類(色)・お車の使用目的	P.26
目的 13	トータルアシスト自動車保険における ご契約のお車の使用目的の決定方法が知りたい	→	免許証の種類(色)・お車の使用目的	P.26
目的 14	ノンフリート等級別割引・割増制度について 知りたい	→	ノンフリート等級別割引・割増制度	P.27
目的 15	お車に関する割引が知りたい	→	保険料割引制度 お車に関する割引制度	P.33
目的 16	2台目の自動車保険を契約する場合の 割引について知りたい	→	保険料割引制度 その他の割引制度	P.35

ご契約後の手続き

目的 17	車を買換えた場合の手続きが知りたい	→	ご契約内容の変更等 ご契約のお車を変更する場合	P.39
目的 18	保険期間の途中で年齢条件を変更する 場合の手続きが知りたい	→	ご契約内容の変更等 ご契約のお車を運転される方の範囲や 年齢条件を変更する場合	P.39
目的 19	自動車保険を解約する場合の手続きが 知りたい	→	ご契約内容の変更等 ご契約を解約する場合	P.40
目的 20	自動車を手放す際に、自動車保険を 中断する方法が知りたい	→	ご契約内容の変更等 ご契約の中断制度について	P.40
目的 21	契約を更新する際の手続きが知りたい	→	しっかり更新サポート	P.41
目的 22	事故が起こった場合の対応方法が知りたい	→	もし事故が起こったら	P.42



本冊子で用いる用語の解説

主な自家用車

お車の用途・車種が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)、自家用貨物車[普通(最大積載量2トン以下)・小型・軽四輪]、特種用途自動車(キャンピング車)であるものをいいます。

記名被保険者

補償の中心となる方をいいます。ご契約のお車を主に使用される方1名(法人が使用される場合は1法人)をご契約時に設定いただきます。

ご家族

記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子(未婚の子とは、これまでに一度も法律上の婚姻歴がない子をいいます。)をいいます。

配偶者

婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。)。 ※婚姻とは異なります。

①婚姻意思*を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

全損

ご契約のお車の修理費が車両保険金額以上となる場合(ただし、保険金額が50万円未満の場合は限度額引上げ払を行わないときに限ります。)、ご契約のお車が盗難され発見されなかった場合またはご契約のお車が修理できない場合をいいます。
※「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」における「全損」の定義はこれと異なります。

ノンフリート契約

ご契約者が自ら所有・使用されるお車の総付保台数が9台以下のご契約をいいます。

保険年度

長期契約における「保険年度」とは、初年度は始期日から1年間、次年度以降はそれぞれ始期日の応当日から1年間をいいます。

ペットネーム・略称について

ペットネーム・略称	正式名称	ペットネーム・略称	正式名称
トータルアシスト自動車保険	総合自動車保険	自転車傷害補償特約(一時金払)	自転車傷害補償特約(一時金払)および基本条項特約(傷害)
TAP	一般自動車保険	ドライブエージェンツパーソナル特約	事故発生の通知等に関する特約
対物超過修理費特約	対物超過修理費用補償特約	限定A	車両危険限定補償特約(A)をご契約の車両保険
弁護士費用特約	弁護士費用等補償特約(自動車)	エコノミー車両保険(車対車+A)	車対車「車両損害」補償特約(相手自動車確認条件付)および車両危険限定補償特約(A)をご契約の車両保険
入院時選べるアシスト特約	人身傷害諸費用補償特約	車対車免ゼロ特約	車両保険の免責金額に関する特約
車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約(15日)	車両搬送・緊急時応急対応・レンタカー費用等補償特約	本人・夫婦限定特約	運転者本人・配偶者限定特約
レンタカー費用等補償特約(事故時30日)	レンタカー費用の補償日数等に関する特約(事故時30日限度)	ちよいのり保険(1日自動車保険)	一日単位型ドライバー保険特約(包括方式)に基づき通知または一日単位型ドライバー保険特約(一般方式)が付帯された自動車運転者保険
レンタカー費用等不担保特約	レンタカー費用等不担保特約(車両搬送・緊急時応急対応費用補償)	車両搬送・応急対応費用補償特約	車両搬送・緊急時応急対応費用補償特約
車両搬送・応急対応・レンタカー費用等不担保特約	車両搬送・緊急時応急対応・レンタカー費用等補償特約の不適用に関する特約	更新特約	保険契約の更新に関する特約および自動車補償の更新に関する特約
個人賠償責任補償特約	個人賠償責任補償特約と基本条項特約(賠償)および賠償事故解決に関する特約		

東京海上日動のホームページのご案内

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

東京海上日動のホームページでは、契約者さま専用ページ(ご契約についての各種サービス機能)をご用意しております。左記URLよりアクセスのうえ是非ご利用ください。

※個人のお客様に限りです。

詳しい補償内容については「ご契約のしおり(約款)」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページでご参照いただくか、代理店または東京海上日動にご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

※本冊子のご案内は、トータルアシスト自動車保険、TAPのノンフリート契約を対象としております。本冊子に記載しているご契約方法の他にも、ご契約者が自ら所有・使用されるお車の総付保台数が10台以上ある場合のご契約方法やお車を取扱うことを業としている方が、業務としてお車を受託する場合のご契約方法があります。これらのご契約方法の詳細については、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

※ご契約に関する個人情報は、東京海上日動プライバシーポリシーにもとづき取扱います。詳しくは、東京海上日動のホームページをご参照ください。

事故・故障のご連絡・ご相談は

東京海上日動安心110番(事故受付センター)



0120-119-110

事故は119番・110番

受付時間: 24時間365日

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター



0120-691-300

受付時間: 平日午前9時～午後8時、土日祝日午前9時～午後6時

(年末・年始は休業させていただきます)

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>